岐阜県中小企業団体中央会

中小企業ぎふ

Vol.668
2020年9月25日　隔月25日発行

岐阜県中小企業団体中央会
岐阜市薮田南5丁目14番53号
OKBふれあい会館9階
☎ 058-277-1100
HP http://www.chuokai-gifu.or.jp

連携の力で無限の可能性にチャレンジ!

～中央会は、組合・中小企業の挑戦を応援します～

（藤田陶器㈱店内の様子）

組合紹介 2～3
東濃ひのき製品流通協同組合

クローズアップ企業 4～5
協同組合土岐美濃焼卸センター　組合員
「藤田陶器株式会社」

新連載　専門家コラム
「今をどう見る~生き残りツールとしての情報」 6～7

組合等の活動 8～10
・岐阜県菓子（工組）　「岐阜おやつ編集室」立ち上げ
・岐阜県木材（協連）、岐阜電気工事（協）
　キッズタウンぎふに初出展
・岐阜県眼鏡商業（協）　岐阜アソシアに音声認証テレビを寄贈
・各務原市管工事（協）
　各務原市内の小中学校に簡易手洗い場寄付
・飛騨高山旅館ホテル（協）
　感染防止対策のガイドライン「飛騨高山スタンダード」を作成
　高山市と避難所確保に関する協定締結
・岐阜県テント・シート（工組）
　岐阜市、羽島市と災害時における物資調達に関する協定締結
・飛騨のさるぼぼ製造（協）
　さるぼぼでソーシャルディスタンス　高山市役所にさるぼぼを寄贈
・3組合が組合等ブランド強化支援事業（特別枠）を活用

特集　第72回全国大会要望事項
東海・北陸ブロック 11～20

中央会の活動 21
・コロナ禍における雇用状況調査の実施について
・中央会日誌

景況レポート 22～23

全国の先進組合事例 24
・茨城県美容業（生衛）

岐阜県の組合青年部活動紹介 24
・岐阜県自動車車体整備（協）

インフォメーション 25
・組合士検定試験のご案内
・中央会　職員コラム

組合事務局
スキルアップ講座のお知らせ 26

組合紹介 こんな活動をしています！

本会は、多種多様な業種・業態の組合等が会員となっており、これが本会の特徴でもあります。
各組合がその特徴を活かし日々活動を続けていますので、皆様の仲間を紹介します。

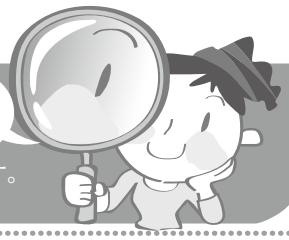

東濃ひのき製品流通協同組合

●理　事　長　田口　房国
●組 合 員 数　５０人
●設 立 年 月　1988年９月
●住　　所　岐阜県加茂郡白川町三川1539番地
●T　E　L　0574-72-2577

◆組合の歴史・活動

■昭和63年設立、時代に合わせて事業を追加

田口理事長

当組合は、森林組合や製材業者、木製品加工業者、建築業者により組織しています。

東濃ひのきの流通・販売の窓口として、岐阜県加茂郡白川町地域の森林組合や製材会社を中心に昭和63年に設立しました。

設立当時の市況は、ひのきへの需要が高く、生産量より注文量が多い売り手市場の状況で、組合設立前から、ひのき原木を扱う組合や木材市場の組合が町内に設立されていました。しかし、製材品の販売・流通については未だ零細で一貫性がなく、今後見込まれる需要の多様化、高度化に対応できない状況でした。そこで、製材品の展示販売拠点を組合に置き、定時定量に製材品を供給できる体制の構築を目的として組織化に至りました。

その後、製材だけではなく、最終的な製品まで提供することを検討し、産直住宅の供給事業を展開することになり、組合員資格に工務店等の建築業者も加えるとともに、加茂郡内の八百津町や七宗町まで地区を拡大しました。

平成10年以降は、AQ認証やJAS機械等級区分を取得するなど、組合として製品の付加価値化にも取り組んでいます。

また、平成13年の廃棄物の処理および清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」。）の改正により、組合員などが保有する焼却炉の利用が制限されることを受け、廃棄物の処理を組合に集中させ、その付帯効果としての熱エネルギーを活用しての木質バイオマス発電事業をスタートしました。

■３部門の事業について

当組合の事業は、製品センター部門と小径木加工部門、バイオマス部門の3部門からなります。

製品センター部門は、組合の製品が集まる流通拠点で、従来から行っている事業であり、柱の事業と言えます。高品質の東濃材でつくられる建築用材をはじめとした様々な寸法の製品を扱っており、工務店から一般のお客様まで幅広くお買い求めいただけます。家一棟分の木材を一括配送できる流通体制を構築しています。

小径木加工部門は、まだ製材品にならない径の小さな丸太を木材市場から直接仕入れ、遊具や木柵、または杭などを製造しています。森林整備の過程で、産出される間伐材小径木を活用し、資源の有効利用と循環型社会の実現、地域産業の振興を目指しています。

木材の出荷倉庫

バイオマス部門では、木質バイオマス発電施設「森の発電所」を開所し、山で放棄されるような未利用材や建築廃材などを燃やして蒸気を作り、その熱を利用して発電や乾燥機を稼働しています。

平成13年の廃棄物処理法の改正を契機に、課題を解決する手段として木質バイオマス発電に着目し、木材廃棄物処理の付帯効果として、熱エネルギーの活用を行い、事業構築しました。

業界主導によるバイオマス発電所の開所は、国内初とも言われており、数多くの林業関係者、県内外の自治体の視察・見学があり、他の地域での事業展開の参考になったと聞いています。

当時は前例のない中での施設の開所であり、手探りで進めていた部分も多く、現在は発電効率が悪く、また施設の老朽化が課題となりつつあります。

■岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録

令和元年に岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業に登録しました。当組合は、上記3部門の事業を職員が部門ごとに専従して業務をしているため、現在は23名の職員が在籍しています。一般的な組合より職員は多いため、職場環境改善や人材募集時のメリット等を考えて登録をしました。

ワーク・ライフ・バランス推進企業への登録は、働きやす

い職場を作ることはもちろんですが、各組合員にこういった制度が有ることを伝えるきっかけになれば良いと考えています。情報発信の方法は様々ありますが、組合が制度活用面の手本となって、各組合員に波及していけたらと考えています。

■森林文化アカデミーの行う大工合宿に参画

近年では、森と木に関わるスペシャリストを育成している岐阜県立森林文化アカデミーが行う大工合宿「自力建設プロジェクト」に参画しています。当アカデミーの学生を組合施設で受入れ、専門的な指導を行います。指導にあたっては、組合職員や外部の大工が講師となり、手刻み（木材に墨で印を付け、ノコギリやカンナやノミを使い加工していく、古来より伝わる伝統的な木材加工方法）を自分達で行ってもらうことで、ノミ・カンナの基本的な使い方や、仕口（二つの木材を直角あるいは斜めに接合する方法）等の様々な工夫について学びを深めていきます。

大工合宿の様子

学校で学ぶだけでは身につかない実践的な知識の取得に繋げてほしいと考えており、県内の木材業界の担い手育成に寄与できたらと考えています。

◆組合が目指す方向性とは

■組合の役割について

田口理事長は、「個々の力では解決できないことでも、組合組織であるからこそできることがある。例えば、個々では手が出せないような大型の機械を組合で保有する要望等があれば検討していきたい。組合は、個々では解決できないことをサポートしていく組織だと思う。組合員の悩みはその時代で変わっていくため、常にニーズ把握に努めている。また、昨今、環境面への配慮やSDGs等が取りざたされており、木材に期待される面が大きくなると思う。当組合は木材に関わる組合であるため、自然や資源の活用を牽引していく存在でありたい。」と語られました。

業界豆知識

桧にまつわる神話

桧とは日本固有の針葉樹で、古事記や日本書記にも桧に関する記述があります。桧について記載されている箇所として有名なのが、スサノオノミコトのお話の部分です。スサノオノミコトは、ヤマタノオロチを退治した神様として伝えられており、そのスサノオノミコトが抜いたヒゲは杉（スギ）に、眉毛は樟（クスノキ）に、お尻の毛は槙（マキ）に、そして胸毛は桧（ヒノキ）になったとされています。また、桧は宮殿を建てるのに使いなさいと命じたと書かれています。

月岡芳年 /
日本略史　素戔嗚尊（スサノオノミコト）

歴史書の記述からもわかるように、桧は神聖な木とされています。注目すべきは、スサノオノミコトが「桧は宮殿を建てるのに使いなさい」と命じているところです。つまり、建物を作るのに一番良いのは桧だと昔の人は知っていたと言う事です。桧はしなりがあり、折れにくく、何百年と長持ちする強い木です。現に、7世紀に建てられた世界最古の木造建築「法隆寺」は桧造りです。修繕を繰り返しながらも素晴らしい形姿を今も見ることができます。

法隆寺

東濃桧も伊勢神宮を初め、数々の神社仏閣に使われて来た優良な建材です。古代の日本と古の言い伝えを想えば、桧（東濃桧）の本当の価値に気付けるかも知れません。桧の香りが心地よいのは、DNA（遺伝子）に刻まれているのではないでしょうか。

※組合紹介への掲載希望がございましたら、企画振興課までお知らせください。

クローズアップ企業

協同組合土岐美濃焼卸センター
藤田陶器株式会社

《企業概要》
所 在 地：土岐市泉北山町2-4　電話：0572-55-2611
代　　表：代表取締役社長　藤田　裕子
主な事業：業務用食器の卸売
　　小売店「Felice」の運営

本社外観

Q 御社のこれまでの沿革についてご紹介ください。

◆ 夢であった父の会社を承継

藤田社長

当社は、昭和23年に祖父が創業し、今年で72年を迎えます。創業してから今日まで、日本一の陶磁器生産地である土岐市で商社として陶磁器産業に携わってきました。また、平成21年より、小売店「Felice」をオープンし、小売業も行っています。私は、4年前から社長に就任し、祖父から父、父から私と受け継ぎ、3代目になります。小さい頃から祖父や両親が仕事をする姿を見て育ち、小学校の頃の夢は父の会社の社長になることでした。

◆ 協同組合土岐美濃焼卸センターとの関係

当社は、土岐市の北部にある協同組合土岐美濃焼卸センター（土岐美濃焼卸商業団地）の中にあります。美濃焼卸商業団地は、父たちの代で山を切り開いて立ち上げました。卸団地の形成とともに、事業所を土岐市内から現在の卸団地内に移しました。

毎年ゴールデンウイークに組合で行われる“土岐美濃焼まつり”は、今では日本三大陶器祭りの一つとされていますが、その背景には、卸団地内の企業が中心となり「土岐美濃焼まつりを日本三大陶器祭りにする！」という目標を掲げて、成し遂げたものと聞いています。卸団地内には、同業者がたくさんいてくれることで、切磋琢磨し、同じ事業に向かって協力することができます。頑張る同世代が近くにたくさんいることは心強く、この卸団地に会社を構えてくれた父に感謝しています。

Q 御社の特徴や方針を教えてください。

◆ 商社の中に小売店を併設

当社は、業務用食器の商社ですが、業務用食器だけではなく、食器を中心に生活雑貨を扱い、消費者に対して、直接魅力を伝えたいと思うようになりました。その頃、組合では、隣接する道の駅「志野・織部」の賑わいを年間通じて卸団地へ呼び込むため、卸団地を「織部ヒルズ」と称し、団地内各社が自社の敷地内で特長ある店舗展開を始める動きがありました。その中で、当社も平成21年に小売店「Felice」をオープンしました。

「陶器を販売するだけではなく、ライフスタイルを提案し、五感を使って体験することで生活を楽しむコトを同時に伝える店」というコンセプトで店舗をオープンし、今でもそのコンセプトにブレはありません。

最初は、倉庫に間仕切りをしただけの手狭な店舗でしたが、私の社長就任時の平成28年に店舗の改装を行い、キッチンスタジオを設け、料理教室やパン教室、撮影スタジオとしても活用できる店舗にリニューアルをしました。

店舗には、陶器だけではなく、地元のクリエイターが作ったハンドメイドの雑貨やアクセサリー、服等を取り揃え、暮らしをトータルで提案し、陶器の魅力を発信しています。

一番のこだわりは、店舗の奥に設けたキッチンスタジオです。ここでは料理教室やパン教室を開催しており、この教室の魅力は、器をただ手に取って見るだけでなく、実際に料理を盛り付けることで使い心地が体感できることにあります。料理教室で使う食器は、当社で取り扱う商品です。料理教室で、実際に使い心地がわかるため、その日使った器を購入してから帰る方も多くいます。

パン教室の様子

◆ ユーザーの意見をダイレクトに反映

Feliceで扱う食器

当社は、小売ショップや料理教室など行っていますが、売上のメインは、創業当初から商社として行っている卸売です。会社の売上に占める割合は大きくない小売部門ですが、売上以上に大きなメリットを感じています。通常、商社もメーカーも直接ユーザーと関わる機会が少ないので、商品の企画の面でユーザーに受け入れてもらえるか不安になる面もあります。しかし、当社は、小売ショップや料理教室を通して、直接ユーザーと関わることができます。ユーザーの意見を取り入れた商品開発は、当社の強みの一つとなっており、商品企画に役立てています。また、料理教室での器への盛り付け写真をＳＮＳで発信し、当社商品のＰＲにもつなげています。

Q 経営をしていく上で大切にしていることを教えてください。

◆ 生活を楽しむコトを提供

料理や食事をするところから深く関わる食器に携わる仕事をしている中で、物を売るだけでなく、生活を楽しむコトまで伝えられる会社でありたいと考えています。

『トム・ソーヤーの冒険』の著者マーク・トウェインの言葉に、「The best way to cheer yourself up is to try to cheer somebody else up.（自分を元気づける一番良い方法は、誰か他の人を元気づけてあげることだ。）」と言うものがあります。私は、この言葉を大切にしており、店舗のいたるところにも刻ませていただいています。仕事で提案した商品をお客様に気に入っていただいた時、「あなたにお願いして良かった」と言われると、疲れも吹き飛ぶほどうれしいです。

Q 最後に御社の今後の展望、抱負をお聞かせください。

◆ 卸団地内の企業とプロジェクト始動

私を含め、卸団地内の同世代の経営者は、一時代を築いた父たちの背中を見て育ってきました。今後は私たちが陶磁器生産量日本一のまちである土岐を盛り上げる番だと感じております。そこで、私が実行役となり、卸団地内３社で「-789-ナナハチキュウ」というプロジェクトを始動しました。

「-789-ナナハチキュウ」は、３社の名前・屋号・社名の数字を冠したもので、「7：株式会社カク仲の白石仲 “七” さん」、「8：丸 “八”（屋号）藤田陶器株式会社の藤田裕子」、「9：株式会社一 “久” の籠橋竜太さん」の3人で立ち上げました。私たち3人は同年代で、会社も隣接しており、日頃から経営についての相談もする間柄です。

「-789-ナナハチキュウ」は、美濃焼の産地で生まれ、器に囲まれて育った私達がパーソナルブランドとして前面に出て、SNSやYouTubeで器の魅力を発信していきます。オンラインショップも開設しており、私達「-789-ナナハチキュウ」が、こだわりを持ってセレクトした器を購入することができます。「毎日の食をもっと楽しく、大切な日にはこだわりの逸品を、器を変えるだけで気分が上がる」そんな器選びのお手伝いができればと思っています。

◆ 美濃焼の現状についての想い

美濃焼は日本の陶磁器生産量の約60％を占めています。そこには、高い技術力があるはずなのに、たくさん生産できてしまうが故に、普段使いの安価な食器と思われがちです。

個々の努力だけでは美濃焼のイメージ向上は困難です。美濃焼メーカーと商社がタッグを組んで、美濃焼ブランドの価値を高めていくことが必要であると考えます。そのためには、それぞれの会社の努力と共に美濃焼全体の繁栄の方向で協力できる仕組みづくりが大切だと思います。

【組合概要】 協同組合土岐美濃焼卸センター
代表理事　酒井　宏尚（株式会社丸忠）
土岐市泉北山町３丁目１番地
組合員数：55人
主な事業：共同施設の管理、消耗器材の共同購買、
陶磁器製品等の共同集荷、共同宣伝　等

※組合員企業の掲載希望がございましたら、企画振興課までお知らせください。

column

今をどう見る～生き残りツールとしての情報

このコーナーでは、神戸国際大学経済学部　中村智彦教授より折々に感じておられる組合・中小企業向けの有益な情報についてご執筆いただきます。組合運営、企業経営にお役立てください。

「苦戦する百貨店経営から何を学ぶか」

・続々と閉店する地方百貨店

2020年になって、全国の百貨店が次々に閉店している。なかには、山形県の大沼百貨店や、徳島県のそごう徳島店のように、百貨店空白県が生まれると話題になったケースもある。こうした百貨店の閉店の続出は、新型コロナウイルスの影響だとは言い難い。すでにこの10年間、多くの百貨店の経営悪化、閉店が続いている。

マイボイスコム株式会社が2018年3月に調査した百貨店の利用に関するアンケート調査（第6回）によると、5割強の人は百貨店の利用は「半年に1回以上」、2割強が「月1回以上」と回答しており、利用率は過去調査と比べ減少傾向にある。直近1年間に行った百貨店を聞いても、2割強が「行ったことがない」と回答するなど、百貨店離れが進んでいる。

・百貨店苦戦の原因

こうした百貨店の苦戦の原因はなんだろうか。百貨店関係者の話などからまとめてみよう。

①かつてのプライドが捨てられない

ある地方百貨店が閉店する日。地元テレビ局の特別番組に呼ばれたことがある。印象的だったのは、最後の店長となった人物の話である。疲れ切った表情でインタビューに答えた彼は、次のように話したのだ。

「結局、百貨店としてのプライドが邪魔をした。なんとか集客力を高めようと、ファストファッションなどの導入を提案したのですが、うちは百貨店だの一言でできませんでした。そうこうしているうちに、集客力のあるファストファッションなどは別の場所に出店してしまった。」

もし、この百貨店の経営陣が、「もう一度、原点に戻ろう。うちが成功してきたのは、時代の変化の中で新しいものを次々取り入れていたからだ」と考えていたら、事態は大きく変化していたかもしれない。

②自信のある分野が収益を確保するとは限らない

先の百貨店の店長がもう一つ、指摘していたのが、得意分野に固執しすぎたという点である。

「百貨店の得意分野というと、昔から呉服と美術品でした。これらこそ、私たちの信頼で売れると信じていたし、収益性も高かった。社内から異論はあったにもかかわらず、大きな売り場をそのままにしていた」

少し前にニッチトップ企業というのが流行したことがあった。しかし、いつの間にかあまり聞かれなくなった。ある官庁の担当者に話すと、苦笑いし、「落ち着いて考えれば判ることなんだけど、非常に狭い分野で利益を上げていた場合、技術革新や消費者の嗜好の変化が急激に起こった場合、対応できなくなり、一気に経営悪化を起こしてしまった企業が多かったのだ」と話した。自信があり、得意分野で高い収益を得ていた経験があると、その分野から外で出ようという意欲が減退してしまう。徐々に収益力が低下していても、その分野から出ることを望まず、さらに気が付いた時には他分野に進出するための資金も人材も供給できない状態に陥ってしまう。

③顧客の需要動向の変化に対応できなかった

「百貨店」、「デパート」という言葉に、「楽しさ」とか「新しいもの」とか「非日常性」などを感じる人は、現在、どれくらいいるだろうか。

今から30年以上前、高齢者と話をすると、「贈答品は、きちんとした百貨店で買いなさい」と言われた覚えがある。小売業の中でも、百貨店は特別なもので、その意味では確たる「ブランド性」を保持していた。中小企業経営者、特にご高齢の方に話を聞くと、「頑張って中元、歳暮の品を百貨店から贈ること。そういうのを目標にしていた」などと聞かされることも多かった。しかし、もうそうしたこだわりを持つ人は少ない。中元や歳暮などを贈る習慣も、以前に比べると薄れている。

いつの間にか顧客の需要動向の変化についていけなくなり、じわじわと売上を下げていくということは、他の業種でもあることだ。

④競合相手の台頭

スーパー、ショッピングモール、郊外型専門店、さらにはネット通販の台頭などで、次第に「百貨店でしか買えないもの」というものが少なくなった。

しかし、百貨店はスーパーやショッピングモール、郊外型専門店などを格下と捉え、当初は競合相手とは想定しなかったようだ。競合相手が、品揃えやサービスレベルを向上させ、次第に「百貨店でしか買えないもの」を奪っていったのである。後発の競合相手は、先発者を研究し、模倣し、次第に追い抜いていく。こうしたことに、充分な対応が出来なかったと言える。

⑤老朽化した施設と設備

地方百貨店が苦境に陥っている理由の一つに施設の老朽化が上げられる。全国の多くの地方百貨店は、1960年代から1980年代に新設、開業したところが多い。実はこれが大きな問題となったのだ。

1981年以前の旧耐震基準で建てられ、不特定多数の人が利用する大規模な建築物に対して、2015年末までに耐震診断が義務付けられた。さらに、不備があれば、耐震補強工事を行わなければならいと定められた。耐震補強工事には巨額の資金が必要となった。

多くの百貨店の立地は市の中心部であることが多い。巨額の資金を投じて、収益力の下がった百貨店ビジネスを継続するよりも、オフィスビルや高層マンションなどに建て替えることを選択するのは当然と言える。

⑥長期的な戦略のミス

1990年代になると、百貨店の屋上の遊園地は姿を消

し、家族で楽しめた大食堂は縮小され、女性に人気のレストランやカフェに置き換わった。

かつて、子供たちにとって百貨店は、親たちに連れていってもらえる身近な遊園地であった。母親もおしゃれをし、父親もいつもと違ってかっこよかった。いつもは口うるさい親たちが、屋上で乗り物に乗せてくれたり、大食堂で好きなものを食べさせてくれた。そうやって、「百貨店」は特別な場所であるという刷り込みがされたのだ。いつか、自分で買い物に行く、そうした憧れを持った場所でもあったのだ。

いま、大学生たちに聞いても、子供の頃の百貨店の思い出などはないし、特別な憧れもない。短期的な戦略を優先しすぎたために、長期的な展望を失い、「未来の顧客」を失ってしまったとは言えないだろうか。

・百貨店の経営が悪化した理由から、中小企業経営者が学ぶべき点

百貨店の話をしてきたが、よく考えていただきたい。百貨店の経営が悪化してきた理由のそれぞれ、全く別の業界でも当てはまるのではないだろうか。

ここまで整理してきた問題点をもう一度、見直してみよう。

①かつてのプライドが捨てられない

「人間は過去の成功体験から逃れられない」と言われる。単純な言葉だが、よく考えると恐ろしい言葉でもある。

新型コロナウイルス禍が拡大するに従って、このかつてのプライドをかなぐり捨てないと事態に対応できなくなっている企業が多いのではないか。「昔はこうだった」、「以前はこうしていた」と固執し、変化を受け入れず、「もうすぐコロナも収まって元に戻るから」と言っていないだろうか。

②自信のある分野が収益を確保するとは限らない

関西地方のある中小企業経営者は、「雇用調整助成金でなんとか給与を支払っている状態だが、だからといって毎日、工場の草むしりを従業員にさせても仕方ない。もう前の状態には戻らないと従業員にも話し、新しい加工技術を学んでもらっている」と話す。

①と同じで、今まで自信があり、利益を生んできた分野が、これからも収益を確保するとは限らない。ある老舗企業の経営者が「老舗企業と言いますが、実は時代に合わせて商品や業態を大きく変化させてきたから、生き残っている」と話すのを聞いた。

③顧客の需要動向の変化に対応できなかった

顧客の需要動向の変化を把握するためには、どういった取り組みが必要だろうか。少なくとも、テレビのワイドショーや情報バラエティや、ネットでの情報ばかりでは、正しい判断ができなくなる。こうした時期だからこそ、自身や従業員が構築してきた人的ネットワークなどをフルに活用し、変化に関する情報を収集し、分析する努力を怠らないようにするべきだ。

④競合相手の台頭

競合相手は、従来の同業他社だとは限らない。さらに同じ地域や国内だけにいるとは限らない。「闇討ちにあったようなものだ」と話す経営者もいるが、多くの場合、単に情報不足から競合相手の台頭に気が付かなかっただけだ。コロナ禍の影響を受け、多くの企業が新分野の進出を実行している。ぼんやりしていると、アフターコロナになって、「さあ」と動き始めた時には、すっかり市場を奪われていたということありも得る。

⑤老朽化した施設と設備

今年度、そして次年度くらいまでは、新型コロナ対策を銘打って、様々な助成金や支援制度が政府によって実施される。それらの中には、うまく利用すれば、今までできてこなかった設備の導入、IT活用、従業員の働き方の改善などを実施できるものがある。

「文句ばかり言っていないで、行政や中央会などにも相談して、助成金や支援制度を徹底的に調べ、ダメもとで応募し、今まで先送りしてきた設備の改善などを進めている」中部地方のある経営者は、そう話し、「今、やらなければ、アフターコロナに始まるであろう激戦に勝ち残れなくなる」と危機感も持っていた。

⑥長期的な戦略のミス

特に指摘されているのは、IT、IoTといったデジタル化が中小企業で遅れている点だ。その中でも、欧米の中小企業がデジタル化を新規事業開拓や顧客サービスの充実といった長期的な新たな攻めの道具として活用している傾向に対して、日本の中小企業はコスト削減、人員削減といった短期的な守りの道具として活用する傾向が強いと指摘されてきた。

コロナ禍の中で、中小企業のIT活用の遅れが指摘されている。今までなにかと理由をつけて先延ばしにしてきたことは、長期的展望が欠如していたと批判されても仕方ないのではないか。この20年、日本の企業の生産性の低下が続いた事は、すでに大きな問題になってきた。長期的展望の中で、これ以上、デジタル化を避けることが、何を自社に引き起こすのか、考えるべきである。

百貨店の閉店、廃業は、その原因や課題を分析していくと、その業界独自のものばかりというよりも、今の日本の多くの企業が抱える問題を示している。みなさんの企業、団体でも、もう一度、この百貨店が衰退した原因を、自社にあてはめてみて、経営を見直してみてはどうだろう。

中村　智彦
（なかむら　ともひこ）

【ホームページ】http://monodukuri.jp/
【常　勤】神戸国際大学経済学部 教授
【非常勤】関西大学商学部 非常勤講師・日本福祉大学経済学部 非常勤講師
【専　門】中小企業論・地域経済論
【略　歴】昭和39年 東京都生まれ
昭和63年 上智大学文学部卒業
平成12年 名古屋大学大学院国際開発研究科博士課程修了 （学術博士・名古屋大学）
【活　動】愛知県「愛知ブランド」認定委員・京都府向日市ふるさと創生計画委員会座長
東京都北区産業活性化ビジョン検討委員会副委員長・山形県川西町第5次総合計画アドバイザー
やまがた里の暮らし大学校「まめ学部」学部長
http://www.facebook.com/mamenoarumachi

組合等の活動

「岐阜おやつ編集室」立ち上げ

岐阜県菓子工業組合（澤田誠理事長）

岐阜県菓子工業組合が、組合員の製造販売する菓子情報を発信するプロジェクト「岐阜おやつ編集室」を立ち上げた。編集長は、当組合事務局長の常川智子氏が務める。

組合員は、小規模事業者が多く、自社のウェブサイトやＳＮＳの活用が難しく、情報発信がしきれていない組合員も多くいる。編集室では、そのような組合員の代わりにSNS(InstagramとTwitter)で情報発信を行っていく。情報発信の他にも、組合事務所内に設けたスペースを活用し、様々な職種の方とコラボしたワークショップや岐阜のおやつを楽しむイベントを開催していく。

編集長である常川事務局長は、「岐阜のお菓子を一人でも多くの人に親しんでもらい、岐阜の菓子業界を盛り上げたいという思いから編集室をスタートした。編集室の活動でお菓子を食べてもらえるきっかけになれば」と抱負を語った。

ワークショップの様子

キッズタウンぎふに初出展

岐阜県木材協同組合連合会（丸山輝城会長）
岐阜電気工事協同組合（長屋幸典理事長）

岐阜県木材協同組合連合会（岐阜県木材利用推進協議会と合同）と岐阜電気工事協同組合は、子供たちが仕事を体験できるイベント「キッズタウンぎふ」に出展した。両組合とも初出展である。

岐阜県木材協同組合連合会は、子供たちが木のおもちゃ審査員となり、展示されている木のおもちゃや木製品の審査を通して、木に触れられる催しを実施した。

岐阜電気工事協同組合は来場した子供たちと一緒に、豆電球実験キットを使った懐中電灯の作成を行い、電気の流れる仕組み等を伝えた。

岐阜県木材協同組合連合会の藤沢茂副会長は、「子供の頃から木に触れることは、木育の観点からも重要である。木の良さや森や木との関わりを感じてもらえたら」、岐阜電気工事協同組合の古田利一事務局長は、「イベントを通して電気に対しての興味や理解を深めていただけたらうれしい」と語った。

岐阜県木材（協連）ブースの様子

岐阜電気工事（協）ブースの様子

岐阜アソシアに音声認証テレビを寄贈

岐阜県眼鏡商業協同組合（宇佐見潤理事長）

岐阜県眼鏡商業協同組合は、点字図書館などを運営する社会福祉法人岐阜アソシアに声で操作できる音声認識テレビを寄贈した。

当組合は、組合員各店が店頭に置いた募金箱より集めた中から、目とメガネに関する福祉活動として岐阜アソシアなどの視覚に関わる支援団体に寄付を行っている。今回寄贈した音声認識テレビは、岐阜アソシアが運営する視覚障害者生活情報センターぎふに設置され、施設利用の利便性向上を図る。

宇佐見理事長は、「視覚障害者を支援されている岐阜アソシアと当組合は、視覚という面で密接な関係がある。今後も継続的に支援をしていきたい」と語った。

音声認証テレビの使用方法説明の様子

各務原市内の小中学校に簡易手洗い場寄付

各務原市管工事協同組合（小木曽清人理事長）

各務原市管工事協同組合は、各務原市内の小学校13校、中学校1校に簡易手洗い場を無償で設置した。

当組合では、毎年、総合防災訓練への参加や、各務原市内公共施設の給水装置の点検・簡易修理を行う等、ボランティア活動を行っている。今年は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、それらのボランティア活動ができずにいたが、小中学校での手洗いの徹底により、生徒が利用する手洗い場が密集状態になっていることを知り、各務原市に手洗い場の設置を申し出て、希望のあった小中学校に無償設置を行った。

小木曽理事長は、「手洗いは感染予防において重要である。地域貢献となれば」と思いを語った。

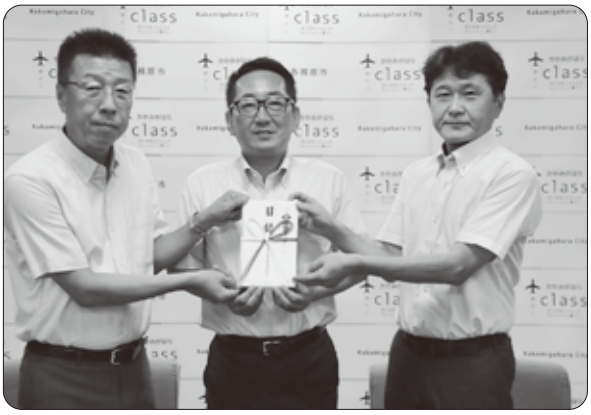

目録贈呈の様子

感染防止対策のガイドライン「飛騨高山スタンダード」を作成

飛騨高山旅館ホテル協同組合（村井繁喜理事長）

飛騨高山旅館ホテル協同組合は、安全安心に宿泊してもらうための新型コロナウイルス感染症防止のガイドライン「飛騨高山スタンダード」を作成した。

当組合では、「Go To トラベル」開始に伴い、作成委員会を立ち上げ、ガイドラインの内容を検討してきた。ガイドラインは、宿泊施設に順守してもらう13項目の対策として接触感染防止対策や三密対策として各所の消毒の徹底や館内の換気強化、レストランでの席同士の間隔の確保等が明記されている。また、施設利用者に協力してもらう６項目として、検温やマスク着用の協力等が明記されている。

中畑稔事務局長は、「組合が一丸となってお客様をお迎えする体制を整えている。飛騨高山に安心してご宿泊いただくために、ご理解とご協力をいただけたら」とガイドライン作成への思いを語った。

飛騨高山スタンダード

高山市と避難所確保に関する協定締結

飛騨高山旅館ホテル協同組合（村井繁喜理事長）

飛騨高山旅館ホテル協同組合は高山市と加盟宿泊施設を災害時に避難所として利用する協定を結んだ。また、高山市は、一般社団法人奥飛騨温泉郷観光協会とも同様の協定を結んだ。

災害時には、新型コロナウイルス感染症対策として密集を避けるため、ソーシャルディスタンスの確保やできるだけ多くの避難所を開設することが求められていることから、大規模災害時などは避難所が不足することが想定される。今回の協定は、避難所が不足した場合に市からの要請により、加盟宿泊旅館を避難所として提供するものである。

村井理事長は「感染防止対策を徹底して、安心して避難してもらえるように取り組む」と語った。

高山市との協定締結式の様子

組合等の活動

岐阜市、羽島市と災害時における物資調達に関する協定締結

岐阜県テント・シート工業組合（小島基弘理事長）

岐阜県テント・シート工業組合は、岐阜市と羽島市のそれぞれと「災害時における物資調達に関する協定」を締結した。

協定は、地震、風水害などの災害が発生した際に、市からの要請に対して、当組合が避難所等に必要なテント・シート等の調達可能な物資について供給する事項を定めるものである。避難所でのテント類の使用は、避難スペースの確保やプライバシーの保護、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など避難所生活の厳しさを和らげる目的がある。

小島理事長は「テントは感染対策にも役立つ。コロナ禍で役割は大きくなっている。災害が発生した際は有効活用してほしい」と語った。

岐阜市との協定締結式の様子

さるぼぼでソーシャルディスタンス　高山市役所にさるぼぼを寄贈

飛騨のさるぼぼ製造協同組合（中澤澄夫理事長）

飛騨のさるぼぼ製造協同組合は、新型コロナウイルス感染の予防と注意喚起を呼びかけるための感染対策特別さるぼぼを製作し、高山市役所に寄贈した。

感染対策特別さるぼぼは、マスクをして、腹当てには「そしゃ感染対策やぞ！（飛騨のことばで「感染対策をしましょうね！」という意味）」と記載されており、さるぼぼが感染対策を呼び掛ける可愛らしいデザインとなっている。市役所内のソファ等に置かれており、来庁者のソーシャルディスタンスの確保に役立たれている。

中澤理事長は「感染対策を呼び掛ける可愛らしい特別なさるぼぼをご覧いただくことで、少しでも明るい気持ちで、感染対策に取り組んでいただけたら」と思いを語った。

寄贈した感染対策特別さるぼぼ

3組合が組合等ブランド強化支援事業（特別枠）を活用

岐阜県金属工業団地協同組合（今井哲夫理事長）
協同組合岐阜県可児工業団地管理センター（傍島茂夫理事長）
協同組合関給食センター（大野武志理事長）

3組合が、中央会が設けた、新型コロナウイルス感染症対策に向けて中央会と専門家でサポートする「組合等ブランド強化支援事業（特別枠）」を活用している。

岐阜県金属工業団地（協）は、合同会社BCRマネジメントの近藤寿史氏を迎え、「新型コロナウイルス感染症対策に係る運用マニュアル等の策定について」をテーマに新型コロナウイルス感染症に対応した、組合事務局や製造現場向けガイドラインの策定及び運用マニュアルの作成に取り組んでいる。

（協）岐阜県可児工業団地管理センターにおいては、同じく近藤寿史氏を迎え、「新型コロナウイルス感染症対策に向けたBCPの確立について」をテーマに新型コロナウイルス感染症に対応した、組合事務局や製造現場向けガイドライン・運営マニュアル、感染症対応BCPの作成に取り組んでいる。

（協）関給食センターでは、中小企業診断士の久田博司氏を迎え、「新型コロナウイルス感染症対策マニュアル策定」をテーマに感染予防の徹底と万一感染者が発生した場合に事業停止を最小限に抑えて早期復旧を図るための具体的な対策を検討し、組合独自の「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」策定を進めている。

中央会では、組合や組合員企業の皆様のコロナ社会を生き抜くための新たな事業・体制の構築や経営課題の解決に向けたサポートを行っています。お気軽にご相談ください。

岐阜県金属工業団地（協）取り組みの様子

特　集

第72回中小企業団体全国大会に係る要望事項（東海・北陸ブロック案）

東海・北陸ブロック中央会では、各県の中央会より提出された国等に対する要望事項について、「東海北陸ブロック事務局代表者会議」において「東海・北陸ブロック中央会要望事項」をとりまとめましたのでご報告します。
なお、全国中央会では、各ブロックから出された要望事項をとりまとめ、10月22日に茨城県水戸市の「ザ・ヒロサワ・シティ会館」で開催する『第72回中小企業団体全国大会』において決議する予定です。

※岐阜県からの要望事項を反映している部分について、太字で示しています。
今年度より、特に実現を早急かつ強く要望する≪重点要望≫を設定しています。

1　総　合

1. 新型コロナウイルス感染症対策に関する経済再生支援

（1）出口戦略を見据えた新型コロナウイルス感染症への対策**≪重点要望≫**

①新型コロナウイルス感染症で影響を受けている中小企業・小規模事業者に対して、国は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と早期収束に向けて迅速かつ十分な経済対策を講じること。

また、多くの中小企業・小規模事業者が売上の大幅な減少により厳しい経営を余儀なくされている中で、資金繰り支援、雇用の維持に向けた対策に一層強力な支援策を講じること。

加えて、収束後の経済再生に向けて、生産性向上、新事業分野進出、商業、観光への需要喚起支援策を強力に推進するとともに、テレワーク導入など、新たな働き方導入についても支援策を拡充すること。

②各種支援策の申請の簡素化、条件の変更等になった時に、既に申請した者が不利益とならないような仕組みとすること。また、公的支援の手続きを迅速に進めること。

（2）「新しい生活様式」の対応に向けた経営環境の整備**≪重点要望≫**

①「新しい生活様式」に対応した事業活動の再開と拡大に向けては、従来の経営・就労環境の認識を大きく転換していく必要がある。

そのため、テレワークを始めとした新たな働き方の実施に向けた支援体制を確立すること。また、事務所や工場、店舗などへのハード面の改修や機械・什器など新たな設備・備品の導入が必要となることから、これらに取組む中小企業者等に対する補助・助成制度の創設や既存制度（もの補助、IT導入補助金、持続化補助金など）の補助率、補助対象の拡大などの措置を講じること。

（3）新型コロナウイルス感染防止対策事業の充実・強化

①ものづくり補助金事業に追加された事業再開枠において感染防止対策費（定額：10/10、上限50万円）が設けられているが、同費用については補助事業者として採択された事業者のみならず、採択されなかった事業者においても必要不可欠な費用である。

同費用を補助するに至った経緯や趣旨に鑑み、ものづくり補助金に紐づけて経費を補助するのではなく、新型コロナウイルス感染防止対策に向けた別枠の補助事業として新たに予算化すること。

（4）事業継続安定化のための給付金の継続・拡充

①持続化給付金は、新型コロナウイルス感染症の大きな影響を受けた中小企業に対して事業の継続を下支えし、再起の糧として事業全般に広く使用でき、事業継続に効果的である給付金のため、中小企業の経営状況が回復するまでは、今後も複数回の給付、額の増額や要件の緩和、業種・業態に応じた給付額設定等を行い、継続・拡充すること。

また、申請にあたっての書類の簡素化や給付金支給の迅速化等に配慮すること。

（5）学校臨時休業に伴う食材等納入事業者への支援の強化

①学校の臨時休業に伴い学校給食が停止されたことにより、納入事業者は発注された食材のキャンセル、加工設備等の稼働停止などにより売上は減少し大きな影響を受けている。学校給食の納入事業者の窮状を救うため、売上補填等の支援措置について学校設置者等を指導し、早急に対応させること。

（6）新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた官公需発注の取り扱い

①新型コロナウイルス感染症の収束見通しが立たない中で、経済活動が極端に縮小し、地域における民間投資や個人消費が低迷している。そこで、公共事業など官公需については計画以上の規模（額や件数）の発注を期待するとともに、発注時期を前倒しに進めるほか、納期や工期などは、感染防止対策などに配慮が必要なことから、柔軟に設定すること。

また、原材料費や人件費等の上昇のほか感染防止対策経費なども盛り込むことを可能とするなど、予定価格の見直しや迅速な支払いに努めること。

（7）BCP（事業継続計画）策定支援への強化

①大規模災害への備えに加え、新型コロナウイルスの感染症対策への備えを万全にすることで、今後、再び感染症が拡大したとしても中小企業が事業の再開と継続が迅速にできるよう、新型コロナウイルスの感染症に対応したBCP（事業継続計画）の策定やBCM（事業継続マネジメントシステム）の策定に係る助成等支援策を講じること。

（8）新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業への税制措置の拡充・見直し

①新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている事業者に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられているが、中小企業に与える影響が甚大なものであることに鑑み、更なる税制措置の拡充を図ること。

②中小企業が事業継続のために経営を安定化させるための支援として、納税猶予措置の対象拡大、土地を含む固定資産税の減免拡大、消費税率の軽減、欠損金の繰越控除期間の延長等抜本的に

見直し、中小企業の経営状況が安定するまで継続すること。

(9)新型コロナウイルス感染症による影響緩和のための、業種や業態に合わせた機動的な金融施策の拡充　**≪重点要望≫**

①新型コロナウイルス感染症による影響緩和のため中小企業の資金繰り状況が回復するまでは、引き続き商工中金、日本政策金融公庫、民間金融機関による実質無利子・無担保融資を継続する等機動的な金融施策の拡充を図ること。

また、融資の実行にあたっては、より早く中小企業の手元に資金が届くよう配慮すること。

(10)新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業の雇用対策の強化

①新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況に置かれている事業者に対し、特例措置等が講じられているが、中小企業に与える影響が甚大であることより、雇用維持並びに事業継続のための助成制度等の更なる拡充を図ること。　**≪重点要望≫**

②雇用調整助成金は、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置により助成率、上限額の引き上げが行なわれてはいるが、手続きの煩雑さや対応の遅れもあり活用が進んでいない。

中小企業の雇用維持のため、売上高や生産量等の生産指標要件の撤廃、助成金の概算払いの実施、申請相談窓口の体制強化、中小企業でも容易に提出できる申請書類の一層の簡素化等の改善を図り、出来るだけ簡単な手続きで、迅速な支給を実現する新たな給付制度の創設すること。

また、中小企業の経営状況が回復するまでは、特例措置を継続すること。　**≪重点要望≫**

(11)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた外国人技能実習制度の運用

①外国人技能実習機構には、監理団体や実習実施者、そして技能実習生への正確な情報提供と相談体制の拡充を図ること。

また感染症の影響が長期に及びまた将来において深刻化することも想定した上で、既に講じられた制度の弾力的運用や在留期間の延長や認定を受けた計画の変更など特例措置の見直しなど柔軟な対応を求める。

(12)地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策

①早期の売上回復に向け、賑わいを創出するイベントの開催、先払いの地域商品券、食事券、宿泊券等の発行、県内外の誘客を推進する県内高速道路料金の減免等消費喚起の支援策を講じること。

また、接客時の飛沫感染防止に向けたアクリル板等のパーテーションやマスク・消毒液等の衛生用品の安定供給及び購入補助、キャッシュレス決済の導入補助や固定費軽減に向けた水道光熱費の減免措置等の支援を行うこと。

(13)家賃・賃料負担の軽減

①新型コロナウイルス感染症の拡大によって売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となっている地代・家賃の負担軽減を目的として、テナント事業者に対して「家賃支援給付金」が支給される予定となっているが、中小企業組合が実施する共同施設事業では通常の賃貸借契約に基づく家賃・賃料ではなく、店舗利用規約等による賦課金、負担金として実質家賃相当額を徴収しているケースが多くみられることから、こうした実態を理解し、対象から漏れることのないよう十分配慮すること。また、適用対象要件を緩和し広く活用できるようにすること。

(14)新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた大口・多頻度割引制度の運用

①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、企業の営業活動自粛や県域をまたぐ人の移動が制限されたことにより、高速道路料金の大口・多頻度割引制度(ETCコーポレートカード)利用企業においては、高速道路の利用が大幅に減少し、月間を通じてカード1枚当たり利用額3万円の確保が著しく困難になっているため、中小企業者が引続き安価で利用できるよう割引対象の基準額を引下げること。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で多くの運送事業者が経営危機に直面しているため、経営状況が回復するまでの間、特例措置として高速道路料金の大口・多頻度割引に50%以上の割引を適用すること。

(15)早期の入込客数回復に向けた地域経済の活性化支援

①早期の入込客数回復に向け、観光地での消費喚起を促進するために、高速道路料金の減免や魅力ある地域資源と結びつけた誘客推進等観光振興策を推進すること。

また、観光地での感染症予防措置への対応に設備やシステム等の導入、修繕が必要となっていることから、観光客の受入れ態勢整備への補助金等の支援策を創設すること。

②新型コロナウイルス感染症の影響により、来訪が途絶えたインバウンド需要を呼び戻すための観光資源及び地域資源の海外PRに関する支援策を拡充・強化すること。

2. 感染症流行や自然災害等による非常事態発生時の支援策

(1)非常事態発生時における支援策は、業種・業歴問わず支援対象とし、煩雑な手続きを課すことなく迅速に実施すること。

(2)単発の支援だけではなく、平常時に復旧するため、長期的に支援すること。

(3)情報収集に時間を取られることの無いよう、特別の支援策の周知については省庁の垣根を越えて、施策を必要としている事業者に届くよう特段の配慮をすること。

3. 景気対策及び中小企業対策・中小企業連携組織対策

(1)地域経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者が安定した企業経営を行えるようスピード感を持った切れ目のない景気対策、具体的かつ効果的な経済対策を講じること。

①地域の実情に応じた適時・適切な景気対策を実施すること。

(2)中小企業対策・地域中小企業支援対策の拡充

①中小企業支援施策は、地域経済を支える中小企業の成長を強力に後押しするとともに、地域の実情に応じて適切で分かりやすい施策とすること。とりわけ、全体の9割を占める小規模事業者の意欲ある取り組みを強力に支援すること。

②補助金等支援策の情報周知を徹底し、本来必要な企業に情報が行き渡るよう配慮するとともに、事業の妨げとならないように申請に係る事務手続きを簡素化すること。

(3)中小企業連携組織対策の充実・強化

①中小企業連携組織を育成・支援するため、中小企業連携組織対策予算を大幅に拡充すること。

②小規模企業振興基本法による小規模企業者に対しての支援策の拡充に伴い、小規模企業者で組織する組合等についても各種補助金の補助率を引き上げるなど、早急に支援の充実を図ること。**≪重点要望≫**

③事業協同組合をはじめとする中小企業連携組織は、個別企業では対応の難しい生産性の向上や人材の確保などに大きな役割を果たしていることから、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置付け、拡充するとともに、同対策の実施を担う中小企業団体中央会の指導体制を強化し、中小企業等協同組合法などによる連携組織を積極的に支援できるよう十分な予算措置を講じること。
④中央会のコーディネート機能を強化するため、中央会指導員の資質向上を強力に支援すること。
⑤中小企業基本法では中小企業者の範囲を業種別に資本金額と従業員数で定めているが、想定されている企業形態が会社と個人企業であり、中小企業者で組織する中小企業組合は含まれていないため、中小企業向けの一部の施策では中小企業組合が対象外となっている。このため、中小企業基本法における中小企業者の範囲に中小企業組合を明記すること。

4. 官公需対策

国は、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（官公需法）並びに毎年度出される「中小企業者に関する国等の契約の方針」に基づき、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注の増大に努めること。

また、より一層の官公需施策の充実・強化を図るとともに、中小企業向け官公需施策の適切な運用を図るため、次の対策を講じること。

①官公需適格組合は、官公需の受注体制が整備されていることを中小企業庁が証明した組合であることから、国だけではなく、地方公共団体も発注に際して優先的に活用すること。
②適正価格での受注確保のため、国等は最低制限価格制度を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう低入札価格調査制度を積極的かつ適切に運用すること。
③採算度外視で入札する事業者を防止するため、競り下げ方式（リバース方式）による入札は廃止すること。
④少額随意契約制度を活用できることを定めている「予算決算及び会計令」並びに「地方自治法施行令」の実効性を高めるとともに、その適用限度額を大幅に引き上げること。
⑤地方公共団体に対しても国と同様の「契約の方針」で示した中小企業者向け発注目標金額及び目標割合の策定を義務付け、契約実績の確保に努めること。
⑥防災・減災に向けた取り組みとして自治体と災害協定を結んでいる中小企業組合とは、官公需契約を締結するなど業界の支援に努めること。
⑦地方公共団体等の発注者に対して、官公需施策及び地元中小企業者への理解を深めるように指導を強化すること。

5. 情報化支援の拡充・強化（IT化）

（1）中小企業並びに中小企業組合へのIT化のためのハード面（情報機器導入資金補助等）・ソフト面（情報担当者育成、システム開発支援等）の支援体制を拡充・強化すること。
（2）個人情報保護法への対応、情報セキュリティに関する専門人材の育成や中小企業における情報セキュリティ対策に対する一層の支援を拡充すること。
（3）IoT、AI、ビッグデータについて、中小企業においても活用できる事例の収集や共有、導入のための助成制度や優遇措置の拡充や創設、さらには、高度で専門的なITスキルを習得できるような人材育成研修・教育の充実などに対する支援を充実すること。
（4）情報化の進展に伴いサイバー攻撃の脅威が増加しており、企業がサイバー攻撃を受けると金銭的な損失に留まらず、取引先の信用も失うなど多大な被害となる可能性が高く、その対策への取り組みが重要であるが、中小企業にとって設備導入やシステム導入は負担が大きいため、補助金等の支援措置を講じること。
（5）サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)の継続・拡充を図ること。

6. 組合士制度

中小企業組合士の社会的地位と資質向上を図るため、中小企業組合士制度の積極的な振興策を講じること。

7. 組合制度

中小企業組合が景気の変動に対応し継続して活性化するとともに、組合員の経済活動の促進を図り円滑な組合運営を行うため、次の組合制度を改善すること。

①員外利用制限を緩和すること。
②指名推選の方法による選挙方法の採用並びに候補者の同意に要する条件を、「出席者の3分の2以上の同意」で実施できるよう緩和すること。
③商店街振興組合において、テナント運営となっている店舗も多く、理事会や総会の出席率の低下及び理事を引き受ける人の減少が著しいこともあり、円滑な組合事業推進を図るため、商店街振興組合における員外理事の制限を緩和すること。
④事業協同組合及び商店街振興組合等の設立要件を緩和すること。
⑤協同組合や商店街振興組合等において事業承継が円滑にいかず、廃業を検討している組合員に対しての支援として、組合自体が事業承継につながるよう、その組合員の経営を行うことができるように共同事業の範囲を拡大すること。
⑥協業組合は、需給構造の変化など事業転換を余儀なくされる場合に、所管行政庁の認可を受けて協業対象事業以外の事業を行うことができるが、今後、急激な経済環境の変化等により、事業の継続が突然困難となる場合も想定されることから、組合に体力があるうちに事業転換を図ることができるよう、要件を緩和すること。
⑦中小企業等協同組合法では、通常総(代)会は必置の意思決定機関であり、感染症拡大防止の外出自粛要請等があっても開催する必要があるので、非常時においては会社法に準じて開催できるまで延期できる等の弾力的な運用を認めること。

8. 建設関連業種への支援

（1）建設業は、地方にとって経済、雇用、地域の活力を左右する重要な産業であり、社会資本の整備、維持管理を通し、災害時の対応など住民の安心・安全に寄与する産業である。その担い手である地方中小企業の健全な利益の確保と計画的な人材確保・養成、設備投資が必要であることから、地方中小企業向け公共事業に対する長期的かつ安定的な発注計画を作成すること。
（2）将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて、適正な利益を確保するため、最低制限価格の引き上げと設定範囲の上限撤廃を行うこと。

（3）経営環境が厳しい中小建設事業者並びに建設関連事業者が行う経営革新及び経営基盤強化に対し支援策を講じること。

9. 地域資源の活用支援

地域資源を活用し、地方経済の実態に即した景気対策を実施するため、以下の支援を講じること。

①地産地消の推奨を図るため、公共物件における地域産材等の使用を制度化すること。

②農・商・工連携や地域ブランド等の魅力ある地域資源の知名度向上、活性化支援策の拡充・強化を図ること。

③国産木材の安定供給、活用促進のための支援策を拡充・強化すること。

10. 中小企業の海外販路開拓支援の強化

国内中小企業が今後とも成長・発展を遂げるには、アジア諸国をはじめとする海外市場を取り込んでいく必要があるため、経験が乏しい中小企業が海外展開に取り組むうえで必要な情報やノウハウの提供、フィージビリティースタディやプロモーション活動などについての支援策を積極的に努めること。

11. 人材確保・後継者育成・事業承継対策

（1）中小企業の後継者育成に関する支援策を拡充・強化するため、広い視野や新しい視点から業界や社会情勢を見ることができる人材育成に努めている組合青年部・女性部組織等を活用した資質向上や地域経済のリーダー養成に向けた活動等に対する助成措置等後継者育成支援策を講じること。

（2）中小企業の持続的な発展を促進するため、M&Aを含めた親族外承継に関する支援策を拡充・強化すること。

（3）後継者育成・事業承継・企業の合併買収など中小企業の存続に関する情報提供及び相談体制を強化すること。

（4）労働力の需給がひっ迫する中で、人材確保が困難な中小企業に対して、人材採用及び人材育成に対して支援をより一層強化すること。

12.登録基幹技能者の優位性の確保及び国家資格化

登録基幹技能者制度は、現場の技術水準の向上や効率的な作業遂行に寄与するが、認定によるメリットが少なく更新者が減少しているため、登録基幹技能者の優位性の確保及び国家資格化を図ること。

13. 建設業許可へ許可業種「サイン工事業」新設

大手ゼネコンの現場等の作業の際に現場許可取得を求められる場合が発生している。現在、サイン工事（看板業）には該当する建設業許可項目がないため、他の工事（とび・土木・コンクリート工事業、鋼構造物工事業）で許可取得をする必用があり、多くの手間が掛かっているため許可業種への追加を要望する。

2 税　　制

1. 消費税

（1）消費税率引上げに伴う中小企業における事務負担軽減措置の導入等、十分な対策を取ること。
また、二重課税（ガソリン税、自動車取得税、酒税、タバコ税等）を早期に解消すること。

（2）特別措置法で時限的に認められている消費税の外税表示を恒久化すること。

（3）消費税の適正かつ円滑な価格転嫁を図るため、違反行為に対しては引き続き監視と摘発を徹底すること。

（4）現在、免税事業者については課税売上高が1千万円以下、簡易課税制度については課税売上高が5千万円以下の事業者に対して適用されているが、零細事業者の事務負担を考慮しこの制度を維持すること。

（5）令和5年10月からは適格請求書等保存方式「インボイス方式」が導入されることとなっているが、中小企業に煩雑な事務負担及び多大な経費負担を強いることや、免税事業者は適格請求書発行事業者にはなれず、適格請求書を発行できないため、取引先から排除される恐れがあるので、導入にあたっては中小企業に混乱を与えないよう、慎重に見直すこと。

（6）消費税軽減税率制度において、顧客・事業者双方が分かりやすい制度に改正するよう見直すこと。

（7）キャッシュレス・消費者還元事業制度を延長すること。

2. 法人税

（1）国際競争力の向上を図り、国内投資や雇用創出を促進するため、中小企業の成長を第一に、法人税率の更なる引き下げと中小法人に対する軽減税率の延長・引き下げを図ること。また、その適用所得範囲を撤廃すること。

（2）中小企業組合及び中小企業の法人税率を引き下げ、中小法人軽減税率の適用を「資本金3億円以下」に引き上げること。

（3）企業組合及び協業組合の法人税率を引き下げること。

（4）収益の悪化している中小企業の経営を支援するため、欠損金の繰戻し還付制度において、通算できる期間を前3年に拡充すること。また、欠損金の繰越控除期間の延長を図ること。

（5）法人実効税率引き下げに伴う代替財源として、外形標準課税の中小企業への適用拡大や中小法人向け租税特別措置の廃止は、依然として厳しい経営環境にある中小企業に一層の負担を強いることになるため行わないこと。

（6）中小企業組合において、賦課金収入に対する課税を撤廃すること。

3. 同族会社・事業承継税制

（1）同族会社の留保金課税制度は、中小企業が自己資本の蓄積を行い経営基盤の充実・強化を図ることを阻害するものであり、廃止すること。

（2）「個人版事業承継税制」が創設されるなど抜本的に拡充されたが、中小企業が事業基盤を損なうことなく、後継者に円滑に事業を承継し発展できるよう、自社株の評価方法等についての更なる見直しや簡素化を推し進め、制度の更なる充実を図ること。

（3）平成30年度税制改正において、対象株式数、納税猶予割合、雇用要件などが緩和されたが、非上場株式等についての納税猶予制度は、雇用維持要件を満たせなかった場合、書類の提出や助言が必要となるなど、依然として手間がかかるため、事業承継を円滑に行うために、さらなる緩和を行うこと。また、事業承継の円滑化のためには、取引相場のない株式評価方法の抜本的な見直しや非課税贈与額の拡大などにより、事業承継税制の一層の拡充を図ること。

4. 揮発油税、軽油引取税

（1）揮発油税、軽油引取税において、当分の間として措置されている特例税率（旧暫定税率）を早急に廃止すること。

（2）中小企業の経営の安定のため、軽油引取税の課税免除措置について恒久化を図ること。

5. 中小企業投資促進税制

中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するため、新分野進出の際の税制優遇を含め、中小企業投資促進税制及び経営強化税制の更なる拡充を図ること。また、本税制について恒久化を図ること。

6. 自動車関係税制

(1)わが国の自動車関係諸税については、税負担が複雑で過重となっており、さらに、消費税率の引き上げに伴い一段と税負担が重くなっているので、自動車関係諸税を整理し、軽減すること。
(2)課税根拠を失ったガソリン税や軽油引取税の特例税率は廃止すること。
(3)揮発油税は、消費税との二重課税であることから過重な税負担を見直すこと。
(4)低年式自動車に対する自動車税のあり方を見直すこと。

7. 事業所税の廃止又は軽減措置の拡大

政令指定都市や人口30万人以上の指定市などに課せられている事業所税の廃止、又は床面積1,000平方メートル以下の資産割、従業者数が100人以下である場合の従業者割の非課税範囲の拡大など、負担軽減措置の拡大を図ること。

8. 償却資産に係る固定資産税の廃止

国内投資を活性化させ、国際競争力を強化させるために、償却資産に係る固定資産税は、中小企業の設備投資意欲の低下や事務負担を増加させる一要因にもなっていることから、廃止すること。

9. 食事支給の非課税枠の引き上げ又は上限の撤廃

近年、弁当製造のための原材料費の高騰等の影響もあり、製造コストが上昇しているが、その上昇分を価格に転嫁するにあたり、提供先である事業者の食事支給の非課税枠が所得税法上、月3,500円以下であるため、事業者は事業主負担が3,500円以下になるように調整しており、価格引き上げ交渉が困難となっている。このため、食事支給の非課税枠3,500円の引き上げ又は非課税枠の上限の撤廃を図ること。

10. その他中小企業・中小企業組合税制の充実強化

(1)「地球温暖化対策のための税」、いわゆる環境税の導入により、全化石燃料に対してCO2排出量に応じた税率が石油石炭税に上乗せされているが、中小企業者において過度の負担増とならないよう、免税・還付措置等の負担軽減措置を講じること。
(2)異常危険準備金は租税特別措置法上、火災等共済組合の「火災共済」のみ損金算入が可能であるが、他の「共済」についても同様の取り扱いとすること。
(3)賞与及び退職給付金の繰入の損金算入ができれば、中小企業の内部留保が増え、従業員の福利厚生の充実や経済活力を取り戻すことにつながるので、制度を復活させること。
(4)役員報酬の損金算入には、定期同額給与や事前確定届出給与など厳しい制約が課せられているが、経営基盤が不安定な中小企業の実態を踏まえ、役員報酬を弾力的に改訂でき、損金算入できる制度にすること。
(5)自社利用目的のソフトウェア(無形固定資産)の償却年数を、現行の5年から3年に短縮すること。
(6)消費の拡大を通じて経済活性化を図るため、資本金1億円以下の中小法人の交際費について年800万円まで損金算入できる時限措置(令和4年3月末まで)を恒久化すること。
(7)電力多消費産業に適応されている再生可能エネルギー発電促進賦課金の減免制度の見直しについては、企業の負担増となり、国際競争力の低下につながるため、実施しないこと。
(8)鉄筋コンクリートや鉄骨鉄筋コンクリート造りのホテル・旅館の固定資産税評価における最終残価率到達年数が50年から45年に短縮されたが、未だ大きな負担となっているため、さらなる短縮化を図るほか、法人税に準じた固定資産税の減免又は免除など見直しが確実に実施されること。
(9)事業用地や公共・公益性のある共同施設などへの固定資産税の軽減制度等、中小企業と地域にとって真に実効ある固定資産税の負担軽減のための措置を講じること。
(10)中小企業の思い切った設備投資を可能とし、生産性の一層の向上を実現するための税制の充実を図ること。

3 金　　融

1. 中小企業金融対策

(1)金融機関への指導継続と中小企業への円滑な資金供給体制の確立
①金融機関に対し、リレーションシップバンキングの機能を強化し、中小企業融資における金融検査マニュアルに基づき財務状況だけでなく技術力、販売力や成長性等経営実態を重視するよう指導を継続すること。
②金融商品の特性を充分に説明するなど中小企業者へのきめ細かなコンサルティング機能や定性定量要件を加味した目利き能力を一層発揮し、中小企業の資金調達に支障を期たさないよう総合的な対策を継続して行い、中小企業への円滑で迅速な資金供給体制を確立すること。
③SDGsへの取り組みなど、時代のニーズに合わせた取り組みを行う中小企業者に対し、優遇措置を図るよう指導すること。
(2)経済対策に呼応した融資条件の緩和等中小企業金融対策の一層の充実　　**≪重点要望≫**
①国内産業の空洞化、技術流出に伴う日本企業の国際競争力の低下を食い止める抜本的な経済対策を継続・拡充するとともに、中小企業者及び小規模企業者にも、資金面での迅速かつスムーズな融資制度の創設や事業承継を円滑に支援するための施策などの金融対策の更なる充実を図ること。
②中小企業を支援するための各種金融対策において、長期間の融資、元金返済の据え置き期間の延長、信用保証に過度に依存しない融資の実現を図ること。
③金融機関等において新規融資や事業承継時の対応を含めた既存保証契約の見直し時に、個人保証に依存しないガイドラインに基づく積極的な融資の推進を図ること。
④法律の改正等により資金需要が生じている中小企業に対し新たな金融措置を講ずるとともに、政策金融で対象業種外とされている業種についても、環境対応への資金融資など目的により対象とするなど柔軟に対応すること。
⑤既往貸付についても、中小企業者及び小規模企業者の経営資産を把握して条件緩和を図るなど、中小

企業金融対策の一層の充実を図ること。
⑥国産製品の購入資金の借り入れや事業協同組合が行う転貸融資に優遇金利を設定する等、国内産業に特化した地域密着型の金融政策を講ずることで、国内及び各地域の景気浮揚を図ること。
⑦震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。

2. 政府系金融機関の更なる機能強化と融資制度の拡充

（1）中小企業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、商工中金及び日本政策金融公庫の果たす役割がますます重要になってきている。
中小企業の状況を的確に把握し、実情に合った事業を展開するなど機能の強化を図るとともにガバナンスを徹底強化し、地域の中核となる中小企業、中小企業組合や地域資源を活用する企業連携体を支援するため、融資制度を拡充すること。
（2）資金提供の円滑化を図るため低金利への優遇措置を行うとともに、感染症拡大等急激な経営環境の変化に対応するべく貸付枠の拡大を行い、統一的な運用ができるようにすること。

3. 信用補完制度の充実

（1）信用補完制度については、企業の信用リスクに応じた信用保証のあり方を見直し、「経営者保証のガイドライン」に基づき、不動産担保や人的保証に過度に依存しない無担保融資・保証による融資制度の延長、対象業種の拡充及び貸付枠の拡大と中小企業の返済履歴を考慮した保証料率の引き下げ等の優遇措置を図り、感染症拡大等緊急時や震災復興のための資金については保証料率の更なる引き下げを図ること。
（2）保証審査期間の短縮や迅速な手続き、事務の簡略化、各種保証制度のPRの充実等を図り、中小企業者及び小規模企業者の資金調達の円滑化を図ること。
（3）信用保証協会のセーフネット保証は資金調達力の弱い中小・小規模事業者をサポートする重要な施策であるため、信用保証協会の基金補助金の確保及び信用保険向け政府出資金を確保すること。

4. 高度化融資制度の弾力的運用

（1）高度化資金融資は、中小企業基盤整備機構が都道府県と一体となって資金面から支援する制度であるが、手続に相当な期間を要するため、スピード感をもった貸付ができるよう中小企業基盤整備機構が独自で貸付を行うことが出来る方式を構築するなど高度化融資制度の充実強化を図り、個人保証については弾力的に運用すること。
また、高度化資金の組合員貸付にあたって、組合員相互の連帯保証は、組合員にとっては大きな負担となるので既存の貸付を含め連帯保証制度を廃止すること。
（2）高度化資金の返済について、組合の運営は組合員の減少等により非常に厳しい状況にあり、当初の返済期限や返済額を履行できない組合が多数出てきているので、返済条件の緩和について一層弾力的に運用すること。

5. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度は、取り引き先の倒産・廃業など貸し倒れリスク及び連鎖倒産を防止する備えとして意義ある制度であるため、次の見直しを行うこと。
①共済金貸付時に貸付額の10%を掛金総額から控除する制度は負担が大きいため、廃止すること。
②共済に加入して間もない時期でも、取引先の突発的な倒産に対して貸付が受けられるよう6ヶ月未満の貸付制限を見直すこと。

4 労　　働

1. 雇用・労働施策の拡充

（1）急速な少子高齢化が進展する中で、貴重な労働力である子育て世代の労働者がその能力を発揮するためには、働きながら育児ができる環境を整備する必要があるため、認可保育所においては、土・日曜日保育の実施と延長保育時間の拡充や病児保育に対応することを認可条件にするとともに、保育所に対して必要な経費を支援すること。
（2）働き方改革関係法令の施行に伴い、その運用にあたっては、中小企業にとって過度な負担とならないよう十分に配慮するとともに、多様な働き方の実現に向け、中小企業が対応しやすい環境を整備すること。
（3）働き方改革による時間外労働の上限規制については、中小企業への適用猶予が本年3月で終了となっているが、立場の弱い中小企業では、取引先の都合等により依然として実施が困難な状況にあることから、時間外労働につながる取引慣行の見直しを推進すること。
（4）定年延長や継続雇用の延長など高齢者の雇用推進整備に取り組む小規模・零細事業者に対し、積極的な支援策を講じること。

2. 中小企業の雇用対策

（1）雇用対策の推進に当たっては、地域中小企業の雇用実態を十分に把握し、中小企業にとって活用しやすい雇用対策並びに労働環境整備のための新たな助成制度等の措置を講ずること。また、若者、女性、高齢者等の総合的な就業対策を強化、推進し、中小企業においても若年者や高齢者等の採用・確保への環境を整備し、支援を強化すること。さらに、日本のものづくり技術を継続、発展させるため、産業労働人口の減少対策として、長期的視野に立った支援策を講じること。
（2）地域産業を支える製造業・建設業等の技能者の育成、技術・技能継承への支援を強化するとともに、人材育成機関としての中小企業組合に対する支援・助成策を講ずること。また、技能検定制度の拡充を強力に推進すること。並びに技能検定試験を実施する中小企業組合への支援を強化すること。
（3）「月60時間超の時間外労働への割増賃金率（50%）」については、中小企業への猶予措置が令和5年3月に廃止される見通しであるが、長時間労働の要因は業種や職種、企業規模によっても現状や背景が異なることから、対応に困難な中小企業に対して長時間労働抑制に向けた支援策の整備を行うこと。
（4）専門的・技術的分野の外国人材の受入れについては、業界ニーズを把握し、手続きの簡素化や対象分野の拡充を図るなど中小企業の実態に十分配慮すること。

3. 最低賃金制度　≪重点要望≫

昨年末までは日本の景気は緩やかに回復していると言われていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減退し、中小企業・小規模事業者へのダメージは計り知れない状況にある。こうした状況下において、政府からの賃金引き上げ要請や最低賃金の安易な引き上げについては、中小企業・小規模事業者の現状に十分配慮したうえで、明確な根拠に基づいて最低賃金を決定すること。

また、最低賃金制度を見直し、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金を一本化すること。

業種別や地域に囚われることなく高い水準で最低賃金を一元化する「全国一律最低賃金制度」については、地域ごとの産業の集積や生活費等の差異を無視しており、特に地方において労務費の圧迫により中小企業・小規模事業者の倒産・廃業を招き、経営者・従業員の雇用の場の喪失を招きかねないことから、現行の最低賃金制度を維持すること。

なお、今年度は新型コロナウイル感染症の影響による売上減少を考慮し、最低賃金の引き上げを凍結すること。

4. 社会保障制度

（1）社会保障制度については、そのあり方に対する国民と企業の不信感を取り除くため、将来的に安定した制度の確立に取り組むこと。また、社会保険料の安易な引き上げによって、中小企業の活力の維持・発展を阻害することがないよう十分配慮するとともに、中小企業の経営実態に即した社会保障制度の改革と保険料の負担率の見直しを早急に進めること。

（2）協会けんぽの安定的な財政運営による保険者機能の強化を図るとともに、中小企業及びその従業員の負担増につながらないよう、国庫補助率を本則どおり補助すること。また、それぞれの健康保険者への公費負担の拡充をはじめとする高齢者医療の負担や保険料率の設定のあり方を見直すこと。

5. 教育・人材育成

（1）大都市圏への人口の一極集中を是正し、地域に必要な人材を呼び込み、地方の中小企業の人材確保を促進するため、UIJターン等に係る各種助成を創設・拡充すること。

（2）中小企業にとって、大学等新規学卒者をはじめ、将来を担う優秀な人材の確保や定着・育成は大きな課題となっているため、国、都道府県及び訓練実施機関等は、高等教育機関との連携を密にし、組合等連携組織などを通じた人材の確保・定着を支援するとともに、第10次職業能力開発基本計画に基づき職業訓練や職業能力評価等を着実に実行して、中小企業の持続的な雇用と技術・技能継承のための取り組みを強力に支援すること。

6. 外国人技能実習制度

外国人技能実習制度が効果的かつ円滑・適法に実施されるよう、次の措置を講じること。

①新外国人技能実習制度について、趣旨・目的を踏まえ、監理団体にとって過度な規制強化とならない、適正な実施と制度運用の監視を行うこと。

②現在の技能実習2号移行対象職種は、82職種146作業（令和2年2月25日現在）と限られた範囲であることから、中小企業の雇用状況に対応した対象職種・作業を随時追加拡大すること。

③移行対象職種以外の職種においても、受入人数枠拡大などの措置を講じること。

④失踪者が増加する中で、監理団体に対する監督や法規制の強化だけでなく、警察と入国管理局とが連携を強化し、不法滞在者の取締の徹底など失踪対策を講じること。

⑤外国人技能実習機構を通じて行う監理団体に対する許可、技能実習計画の認定、実習実施者の届出等の手続が円滑に行われるよう提出書類の簡素化を図るとともに外国人技能実習機構における申請から認定までの事務処理期間の短縮を図ること。

また、実習実施者が円滑に技能実習計画を実行できるよう、実習実施者を支援する相談窓口を強化すること。

7. 多文化共生の推進

外国人技能実習生など増加する外国人と日本人の共生を推進するとともに、外国人材が活躍できる環境を整備するための施策を強化すること。

8. 労働関係法令の見直し

労働基準法をはじめとする種々の労働関係法令の見直しについては、中小企業における雇用実態等に配慮し、検討すること。

9. 長時間労働抑制のための諸対策に係る補助・助成の拡充

運送事業におけるドライバー等の労働者が携わる現場においては、発着現場における荷待ち時間が長時間化している実態から、国は、優位性のある顧客等運送利用者に対し、適正な取引環境となるよう周知徹底すること。また、長時間労働抑制が促進されるよう、中小企業に対する労働時間の短縮を支援する助成金の拡充等を講じること。

10. 働き方改革推進に向けた支援策の充実

働き方改革関連法について平成31年4月1日から改正事項が順次施行されているが、人材不足の深刻化や設備投資資金の調達が難しい中小企業が働き方改革に円滑に対応できるように、官公需の発注時期の平準化や取引価格の適正化、働き方改革推進のための計画策定やテレワーク導入及びIT化推進に向けた補助金の拡充等個々の事業者に対応した支援策を充実させること。

また、活用できる助成金制度の周知・活用促進、申請にあたっての書類・手続きの簡素化等に配慮すること。

5　エネルギー・環境

1. 環境・エネルギー

（1）中小企業が取り組む、環境配慮型の経営、製品開発、新技術の導入及び新素材開発に対する助成・支援制度の拡充を図ること。特に、「エコアクション21」、「J-クレジット制度」の周知を強化するとともに、認証取得事業者への税制面、補助金支援等の優遇制度を創設すること。

（2）中小企業が取り組む環境保全義務対策（緑化・騒音・水質・PCB・アスベスト除去・廃プラスチック等）への取組みに対する支援を強化・拡充を図ること。

（3）土壌汚染対策法を着実に実施するための調査及び除去等については、中小製造業者等の過度な負担とならない措置とするとともに、技術開発や経済的支援の抜本的拡充を行うこと。

（4）中小企業者がJ-クレジット制度を利活用する場合、税制や資金等について優遇措置を講ずること。

（5）エコリース促進事業補助金は、再生可能エネルギー設備や低炭素機器をリースで導入した際リース総額の2～5%を補助する制度であり、積極的な設備投資を行う上で有効な手段であるが、今年度から工作機械等一部が除外されたため、対象機器の復活と予算の増額を行うこと。

（6）大規模災害時に中小企業の災害に対する事業継続体制を確保するための自家用発電設備等利用促進対策事業補助金の更なる拡充と新たに耐震化、制震免震装置等に対する補助制度の創設を行うこと。

2. 原油・原材料高騰への支援策の強化

（1）為替変動を背景とした原油・原材料価格が不安定

に推移する中、中小企業にとっては調達コスト、物流コストの変動により、経営の安定化に影響を与えている。原油、原材料、電力等の資源・エネルギーの安定供給並びに価格の適正化のため、総合的な資源・エネルギー支援策を推進すること。
（2）中小企業は、燃料・原材料価格を徹底したコスト削減や省エネ対策を講じ、上昇分を補うべく自助努力を行っているが、限界があるため、国は価格上昇分を円滑に価格転嫁できるよう支援策を講じること。
（3）原材料等の価格の高止まりは恒常化し、中小企業の経営を圧迫し続けている。加えて、急激な原油価格の変動により、石油関連の原材料価格や在庫量も大きな影響を受けることから、安定した価格で供給する体制を構築するなど総合的な支援対策を講じること。

3. 電力の安定供給と省エネ・節電対策支援の強化
（1）電力会社が買い取る再生可能エネルギーで発電された電力量の増加にともない、電気料金に上乗せされている「再生可能エネルギー発電促進賦課金」も年々増加し、中小企業の経営を圧迫しているので、賦課金の上昇抑制策を早急に実現すること。
　また、賦課金の減免制度は設けられているが、制度の見直しにより適用要件が引き上げられ一段とハードルが高くなったことから、再度、減免制度を見直すこと。
（2）電気事業法で定められている高圧電力料金における契約電力のデマンド制について、基本料金の算定期間の短縮（1年→6ヶ月）又は一定期間内における最大と最低の平均電力量とする料金制度へ改定すること。
（3）中小企業は、大企業に比べ製造コストに占める電気料金の比率が高く、代替手段も乏しいため、電気料金の高止まりは、中小企業経営に大きな影響を与えている。原子力発電所の立地地域が求める防災対策等に万全を期すとともに、地元住民の理解を前提に、安全が確認された原子力発電所の再稼働を行い、電気料金の引き下げと電力の安定供給を図ること。
（4）中小企業に対する生産性及び省エネルギー設備導入に対する支援を拡充すること。
（5）地域や業界に省エネルギーの取組みを普及させるためには、中小企業組合の活用が効果的であり、中小企業組合が省エネルギー計画を作成し、この計画に参加する構成員企業を支援する中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設し、自家発電、空調、LED照明等の省エネルギー設備の新設・増設の支援策を講じること。

4. 有害物質除去への支援
　国・県等行政の指導により、防火対策としてアスベストを使用して建設した中小企業組合等の共同施設におけるアスベストの除去や囲い込み工事への支援措置、及びPCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理への支援拡充など、有害物質除去に対して支援を行うこと。

6 工　　業

1. サプライチェーン対策の充実
　サプライチェーンの強靭化を図る必要があるので、中小企業が利用しやすい原材料から製品・部素材を円滑に供給できるためのサプライチェーン対策補助金やサプライチェーンの一翼を担う中小企業の支援策を充実させること。

2. ものづくり支援対策
（1）通称「ものづくり補助金」については、中小企業・小規模事業者の設備投資意欲の促進、事業の多角化、経営意識の変革等、地域の産業社会を活性化する役割を担っており、事業を通じて開発した試作品等の商品化等をより確実なものとするためにも、本事業を恒久化すること。
（2）ものづくり補助金の申請にあたっての要件として、給与支給総額や事業場内最低賃金の増加目標が必要となっており、目標が達成できない場合に補助金の返還があるため、生産性向上に取り組んだ成果で給与総額が減少したり、経営環境の変化で達成できない等実態に合わない場合があるため見直すこと。合わせて、激甚災害、各種の感染症をはじめ、国難となる有事の際の申請要件の緩和、補助率及び補助金額の引き上げなど活用しやすくするための改善を行うこと。
（3）ものづくり補助金の事業実施体制が変更され、問合せ対応や申請書類の要件チェック等が全国事務局において一括して行われるようになったことにより、サポートセンターに電話が繋がらないといったケースや書類審査等に相当の時間を要していることから、事業者や支援機関から地域事務局に対し多くの問合せが寄せられている。
　そのため、全国事務局だけで一括管理・運営を行うのではなく、従来どおり地域事務局を有効活用するとともに情報共有を図り、事業者に寄り添った支援体制にすること。
（4）中小企業者等がITツール導入により、生産性向上を実現させるための革新的技術への取組みに対する支援を拡充すること。
（5）知的財産の係争に対する環境整備を図るなど中小製造業者等の知的財産活動に対する支援を拡充すること。
（6）ものづくり中小企業が保有するものづくり技術を支えていく技能者を育成するには時間と費用を要し、また若い人材の確保が必要であるので、ものづくり産業の担い手育成・確保に向け、ものづくり中小企業の魅力発信、県内の高校・大学との交流の促進、トライアル雇用の拡充等によるものづくり中小企業への就労及び人材育成につながる支援策を拡充すること。

3. 不当廉売及び優越的地位の濫用の防止、下請取引の適正化
（1）不当廉売及び優越的地位を濫用した不公正な取引方法に対して、国は迅速かつ的確に、実効性のある対処を行うこと。
（2）弱い立場にある下請中小企業者が親事業者・発注事業者による優越的地位の濫用等により不当な取引条件を強要されることがないように法制度や業種別ガイドラインの周知徹底を図ること。また、対象となっていない不公平な取引が顕著な業種についても迅速かつ的確に対処すること。
（3）中小企業は、円安による原材料費の高騰分や消費税増税分を製品価格に転嫁することが難しい状況にあるため、下請代金支払遅延等防止法を厳正に運用し、違反行為発見のために、情報提供しやすい環境整備に取り組み、積極的に情報収集を行い、事業活動が円滑に行われる公正で対等な取引環境になるよう立入検査等を強化するとともに、必要な対策を講じること。
（4）中小企業組合を通じて行う取引条件の改善のための取組みへの積極的な協力・支援体制を確立すること。
（5）下請代金の支払いは、できる限り現金によるものとする通達を親企業が遵守するよう指導すること。

4. 地場産業・伝統的工芸品産業の振興対策
（1）ものづくり基盤を支える地場産業や伝統的工芸品産業において、技術保持者の廃業により地域独特の文化の担い手が途絶えることにつながることから、存続発展を図るため、国は抜本的な対策を講ずるとともに、業界の活性化と産業の振興を強く進める各産地の協同組合等への支援も併せて行うこと。また、それら地場産品の販路を拡大するための支援制度を充実すること。
（2）不漁による漁業加工業者への支援策を講ずること。

5. HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた支援策の拡充
食品衛生法等の一部改正により食品の安全確保を図るため、食品衛生管理の国際標準であるHACCPに沿った衛生管理が全ての食品等事業者に義務づけられた。HACCPに沿った衛生管理を導入するためには、まずはHACCPに関する認識を高める普及啓発が必要であるが、財政基盤の脆弱な中小企業にとっては、事業所内で導入を進める人材の育成や設備整備にかかるコスト負担などハードルが高いことから補助制度や税制等を含めた支援策を拡充すること。

6. 新分野進出に向けた大学・公設試験研究機関等の機能拡充・強化
第4次産業革命と呼ばれるIoT、ビッグデータ、ロボット、人工知能（AI）等による技術革新は、めざましいスピードで進行しているが、高度な技術、ノウハウを持つ中小企業が自社の技術をどのように活用できるか苦慮しているため、意欲のある中小企業の持つ高度な技術が活かされるよう、大学・公設試験研究機関等の機能・体制を拡充・強化するとともに、試験機器等の充実を図り、より一層利便性を高めること。

7. 印刷業における支援
経営環境の変化が著しい印刷業において、需給の状況を考慮した適正な価格による需要の確保ならびに拡大を図る支援策を講ずること。

7 商　　業

1. まちづくり、中心市街地活性化
（1）極めて厳しい状況下にある商店街の活性化を図るため、商店街関連予算の拡充を図るとともに、地域社会を支えまちづくりの担い手でもある商店街の自助努力を支援するため、来客誘致のための集客イベントの開催や駐車場対策など地域住民の利便性向上に向けた支援策を一層充実すること。
（2）人口減少が深刻化する中で、地域の活性化を図るため、改正まちづくり三法の趣旨に沿った機能的なまちづくりの推進と中心市街地の再生を図る取り組みを強力に推進すること。
（3）中小商業の活性化のための支援を拡充・強化すること。次世代への円滑な事業承継を行えるよう支援策の拡充とともに、その施策の実効ある活用を促進するため周知徹底を図ること。
（4）生活に必要な商業機能が集約され、安全で魅力あるコンパクトな「まちづくり」を推進するため、まちづくり三法（大店立地法、中心市街地活性化法及び都市計画法）の見直しを速やかに行うこと。
（5）公共・公益性のある共同施設（アーケード、駐車場等）は地域の活性化、地域社会の維持・発展に大きな役割を担っており、その設置、修繕及び維持管理の費用に対する助成制度を拡充・強化するとともに、これら施設に係る固定資産税等の負担軽減措置を講じること。
（6）自然発生的な商店街が人口減少や後継者難から疲弊している中で、地域商業者で構成する共同店舗は、地域に残された唯一の人工商店街であり、商店街の空き店舗対策など商店街組織に対する支援施策の対象に共同店舗を明確に位置づけ、空きスペースの入居費(賃貸料)や改装費等の助成制度を創設すること。
（7）地域の商店街が新たな事業に取り組むにあたり、それらを統括できる人材、また事業推進にあたり外部機関への申請手続きや折衝等を行うことができる人材を恒常的に育成する制度を創設すること。
（8）高齢者等の買い物弱者に対する支援策として、地域密着型の機動性のある地元商店街組織、商業者施設及び中小の流通事業者を活用すること。
（9）低迷を続ける個人消費を拡大し、地域経済の好循環をより確実にするため、平成26年度補正予算により地方創生交付金で実施し大きな成果があった「プレミアム商品券」の発行など、効果的な個人消費喚起策を講じること。
（10）商店街は魅力あるイベントの実施等によって活性化を目指すことが求められているが、近年、店主の高齢化・後継者不足による廃業や空き店舗の増加、魅力ある個店の減少等を背景に商機能が弱体化し、厳しい状況が続いていることから、継続的な集客促進、需要喚起、商店街の体質強化に効果のある補助金制度を構築すること。

2. 商店街振興組合等に対する優遇措置
法人格を有する商店街振興組合や商店街協同組合は、各種事業を通して各市の地域活性化に貢献するとともに、法人税等の納税の社会的責任を果たし、任意の商店街組織と比較して責任の所在が明確であることから、国等の補助事業の実施にあたっては、任意の商店街組織と補助率や補助限度額等に差を設けるなどの優遇措置を講じること。

3. 大型店等に対する適正な規制・指導の強化
（1）大規模集客施設の郊外開発行為に対して、厳格かつ適正に対処するため、土地利用に関するゾーニングの条例やガイドラインの制定を促進すること。
（2）大型店や大資本チェーン店、地権者などに商店街組合への加入や、地域交流、商店街活動及び社会貢献への積極的な協力を求める地域貢献条例等の制定を促進すること。

4. 公正な競争環境の整備・下請取引の適正化
中小小売業は大手量販店との価格差により経営が悪化し続け、将来展望が開けない状況となっているので、公正取引委員会はこのような中小小売業の現状を直視し、「独占禁止法」や「業種別ガイドライン」等を厳正に適用し、不当廉売・不当表示等の不公正な取引に対し迅速かつ実効性のある処分を行うこと。

5. 生産性向上・経営力強化に対する支援
中小企業・小規模事業者が、キャッシュレス対応等に伴うレジ・システムやIoT等の新しいIT技術等、生産性向上・経営力強化に対する支援策を拡充するとともに、補助金の申請書類作成の負担軽減をし、普及促進を図ること。

6. 団地組合の再整備に係る支援策の創設等
卸商業団地などの団地組合は地域の産業や雇用を支える存在であり、災害時の防災拠点としての機能も有していることから、再整備に対して支援を行うこと。

7.「中古自動車販売士」の国家資格化

中古自動車販売士制度は、販売員の資質向上により業界全体のレベルアップに貢献するため、中古自動車販売士の地位向上のため、国家資格化すること。

8　サービス業

1. 中小企業物流対策支援

（1）安心・安全な輸送手段の確保のため、高速道路等の修繕・保守・再整備を強化すること。
（2）中小企業・小規模流通業・物流業の適正取引の推進を図るため、人材確保、長時間労働の是正など、AI技術の導入による物流効率化を図る支援措置を拡充すること。

2. 高速道路割引制度

（1）平成26年4月より高速道路通行料金の新割引制度が開始され、主に業務目的で高速道路を利用する機会の多い車両を対象とする大口・多頻度割引は、経済対策による激変緩和措置（車両単位割引率が10%加算され最大40%）が平成28年12月末まで全車両に適用されていたが、平成29年1月からETC2.0車載器の搭載車に限っての適用となったため、全車両に激変緩和措置を適用すること。
（2）平成26年4月の高速道路料金割引制度の見直しにより、事業者の輸送コストが増加している。小規模事業者の輸送コスト削減はもとより、「休日上限1,000円制度」などの、観光需要を喚起し地域活性化を促すような多面的な割引制度となるよう再度見直すこと。
（3）ETCマイレージポイント還元率を拡大すること。
（4）ETCコーポレートカード利用による平日朝夕割引の割引対象となる地方部最大100Kmまでの走行分について大口・多頻度割引の割引対象走行にすること。
（5）事業協同組合等が行う共同精算事業において、ETCコーポレートカードの利用約款の変更により、違反点数の累計期間が3ヶ月から2年に延長されるなどにより利用停止措置が厳しくなったが、組合が組合員の運行管理に対する監督には限界があるので、見直すこと。
（6）ETC大口・多頻度割引利用者への、道路法（車両制限令）違反に対する罰則の算定基準について、所有車両台数に応じた基準とすること。

3. 観光対策

（1）中小企業に勤める従業員等が、計画的に有給休暇を取得できるような環境作り並びにリフレッシュ休暇取得の喚起を国が積極的に努め、国民の観光旅行の参加機会を増大させること。
（2）耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する大規模な建築物は、耐震診断を受け耐震補強しなければならないが、ホテル・旅館は耐震改修に係る負担が大きいので、事業者負担を最大限軽減するための制度を確立すること。
（3）現行の温泉法では、新たに温泉を掘削するには許可が必要であるが、これを拒む理由がなければ、許可せざるを得ないのが現状であり、誰でも温泉掘削が可能となる状況では泉源が枯渇する恐れがあるため、早急な対応策を図ること。
（4）入湯税の使途において「観光振興」と「温泉資源の保護」を促進すること。
（5）人手不足に悩む旅館業等中小サービス業の生産性向上施策を強化・拡充すること。
（6）自宅やマンション空き室などに有料で宿泊させる民泊事業については、「住宅宿泊事業法」が定められルール化されたが、地域の生活環境を悪化させたり、旅館・ホテルの事業経営を圧迫する恐れのある無届事業者について取り締まりなどを徹底することとともに、国が地方自治体へ条例による規制についても指導し、安心・安全・衛生を守り、地域の実情に十分配慮した運用となるよう徹底すること。
（7）出国税（国際観光旅客税）の使途について、地方の観光地（特に温泉地）におけるソフト・ハードの観光基盤の拡充・強化に対して十分な財源を振り分けること。

4. 葬祭業者の登録制・届出制

現在、葬祭業は、墓地埋葬法第3条の遵守以外に許認可・届出等の法規制が存在しないことから、インターネットを活用して葬儀社の紹介に特化し、施行に対して責任を持たない事業者が増えている。一部地域では、火葬までの時間がかかるため、ご遺体保管をビジネスとして請け負う事業者も出現しており、公衆衛生上、近隣住民と大きなトラブルになっているケースもある。
このため、こうした問題の実態調査を行うほか、社会的な対応や現在法的根拠のない葬祭業界において、登録制・届出制とすること。

5. 自動車修理業における適切な工賃の確保

自動車修理業においては、自動車所有者から事故車の修理等を受注し、自動車所有者が保険契約する損保会社との交渉により修理等の工賃（技術料）を決定しているが、損保会社が示した指数制度方式での価格が車体整備業界の基準として採用され、本来かかるべき工賃（技術料）が削られてしまうことがほとんどであり、損保会社の下請け的な立場にある修理業者はこれに従わざるを得ず、適正な取引とは言えない状況にある。
消費税率が10%への引き上げにより、さらに組合員の経費負担が増え、経営を圧迫することから、下請け取引、適正な取引により工賃が確保されるよう措置をすること。

6. 自動車特定整備業に対する補助金等の創設

近年の車両は、自動ブレーキ等の安全性能の向上等、高度のコンピュータ化が進んでおり、整備工場においてもその整備には新たな設備投資が必要となってきている中で、高度な検査機器等の導入に費用がかかるため、中小企業が設備投資を積極的に促進できるよう補助金の創設・低利の融資等支援策を講じること。

7. 業務用ロボット・機器導入の支援策の拡充

人手不足や高齢化が深刻化している旅館, ホテル業や老人福祉・介護事業等のサービス業界では、従業員の身体的負担軽減のために作業を補助する業務用ロボット・機器の導入によって作業の代替が可能となり、従業員が継続して就労するための労働環境を整備できることから、業務用ロボット・機器の導入に対して補助金等の支援策を拡充すること。
ものづくり中小企業への就労及び人材育成につながる支援策を拡充すること。

要望事項は随時お聞かせください

毎年開催される「中小企業団体全国大会」では、中小企業施策に係る国等への要望事項をしています。本会においても中小企業及び組合等に関する施策・制度等の充実・強化のため、毎年要望事項を提出し施策に反映されるよう努めています。
県下の組合や組合員、業界において直面する諸問題、国等へのご意見がありましたら、ぜひ本会にお知らせください。

中央会の活動

コロナ禍における雇用状況調査の実施について

本会は、会員475組合を対象に、令和2年8月1日現在における「コロナ禍における雇用状況調査」を実施しました。回答数:154組合（回答率32.4%）

中小企業においては、新型コロナウイルス感染症の影響下により、先の見通しがつかない厳しい状況にあります。そうした中、経営資源として重要な「雇用」についても、多くの中小企業者が自助努力や雇用調整助成金等の国の制度の活用により雇用の維持、人員の確保へ尽力されているところであります。

こうした雇用情勢が厳しくなる環境下において、県内中小企業の雇用や採用の状況について概要を把握いたしたく、調査を実施しました。主な報告内容は、以下の抜粋のとおりです。

組合員の雇用へのコロナウイルス感染症の影響については、以下の内容が報告された。

- 雇用調整助成金等を活用し、雇用維持に努めている。
- 雇用状況に変化なし。
- 給与や賞与の減額を行った。
- 売上への影響は当然あるが、雇用に関しては今のところ問題ない。
- 外国人技能実習生が来日できず、逆に人手が足らないとの意見もある。
- 契約満了で派遣社員と派遣契約を継続しなかった企業があった。

組合員企業の雇用形態別解雇状況の割合は、従業員が13%、パートが26%、派遣社員が61%となり、派遣社員の解雇の割合が一番高い結果となった。

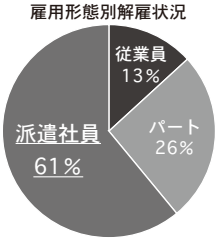

国や県の支援の活用状況や要望については、以下の内容が報告された。

○国や県の支援の活用状況について

- 雇用調整助成金を活用している。
- 持続化給付金を活用した。
- 納税の猶予制度を利用している。

○要望について

- 雇用調整助成金の特例制度の期限延長、限度額の引き上げ。
- 助成金等の手続きの簡素化。
- 助成金申請から入金までのスピードアップ。
- 持続化給付金の延長。
- 融資の拡充。
- 事業税の免税。
- 最低賃金の引上げの見送り。
- 人手が足りている企業と足りていない企業のマッチング。
- コロナ禍で経済規模縮小が叫ばれる中での新規雇用に対しての助成制度の創設。

なお、当調査については、今後の推移も把握するため、偶数月（10月、12月、2月）の1日時点の調査とし、継続して実施します。調査結果は本会で取りまとめ、本会の支援内容や要望等に反映します。また、県等支援機関へ情報提供する場合がございます。会員組合の皆様へは、本会報誌に調査票を同封しておりますので、引続きご協力の程よろしくお願いいたします。

中央会日誌

（7月22日～9月21日）

【中央会事業】

組合等ブランド強化支援事業

7月22日･8月5日	（協）岐阜県可児工業団地管理センター
7月22日･8月11日･9月18日	岐阜県金属工業団地（協）
8月 4日･9月8日	（協）関給食センター
8月 6日、27日	西濃学校給食米飯（協）

組合等支援事業

7月29･30日	岐阜県印刷（工組）
8月19日･9月16日	岐阜県既製服縫製（工組）
9月 4日･11日	高山米穀（協業）

【出席会議等】

7月28日	岐阜県議会　企画経済委員会の県内視察
29日	岐阜県(独)高齢･障害･求職者雇用支援機構運営協議会
30日	岐阜地方最低賃金審議会、岐阜県最低賃金専門部会
31日	岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会･対策本部本部員会議
	岐阜県最低賃金専門部会
	岐阜イノベーション工房2020運営管理委託業務評価会議
7月31日	ぎふ就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム　会議
8月 3日	岐阜県最低賃金専門部会
4日	岐阜地方最低賃金審議会、岐阜県最低賃金専門部会
5日	特定最低賃金労使協議会
21日	岐阜地方最低賃金審議会
24日	外国人材受入企業等意見交換会
26日	岐阜県新型コロナウイルス感染症対策に関する経済･雇用再生会議
27日	「海外ECサイト(中国)による県産品販路拡大事業委託業務」プロポーザル評価会議
9月 1日	岐阜県新型コロナウイルス感染症対策協議会･対策本部本部員会議
4日	「海外ECサイト(中国)による県産品販路拡大事業委託業務」プロポーザル評価会議
8日	新型コロナウイルス感染症対応事業者応援補助金審査委員会
9日	INPIT岐阜県知財総合支援窓口運営事業　連携会議
11日	特定最低賃金合同専門部会

景況レポート

令和2年 8月末調査（前年同月比）

中小企業団体情報連絡員70名の情報連絡票から

〔Ⅰ〕8月の特色

◆景況感DI値マイナス75　前月比5ポイントの改善
～マイナス70台と厳しい状況が続く～
◆依然として長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に、先行きを懸念する声が相次ぐ

〔Ⅱ〕8月の概況

当月の景気動向を前年同月比の景況感ＤＩ値で見ると、好転２、悪化７７で、ＤＩ値はマイナス７５となり、前月のＤＩ値マイナス８０に対し、５ポイントの改善となった。

業種別の景気動向を前年同月比の景況感ＤＩ値で見ると、製造業のＤＩ値はマイナス８１となり、前月比２ポイントの改善、非製造業のＤＩ値はマイナス６８となり、前月比８ポイントの改善となった。

なお、回答のあった７０業種のうち、前月調査より景況感が改善したとする業種は、製造業においては、食肉（国産）の1業種（前月比+1業種）であり、悪化したとする業種は、タイルの1業種（前月比+1業種）であった。

また、非製造業において改善したとする業種は、青果販売、建築板金、室内塗装の３業種（前月比+２業種）であり、悪化したとする業種は、０業種（前月比-３業種）であった。

主要な調査項目を見ていくと、売上高ＤＩ値はマイナス７７で前月比３ポイントの悪化、販売価格ＤＩ値はマイナス３２で前月比２ポイントの悪化、収益状況ＤＩ値はマイナス７３で前月比±０ポイントの横ばい、資金繰りＤＩ値はマイナス５４で前月比±０ポイントの横ばい、雇用人員ＤＩ値はマイナス２９で前月比２ポイントの悪化となった。

コメントを見ると、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を懸念するコメントが多く報告され、製造業では、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大第２波の影響で、受注の回復が減速してしまい景況感は悪化した。（紙加工品）」、「トヨタ自動車の生産回復により関連企業の一部では設備操業が戻りつつあるが、全体的には回復はまだまだ先になるとの声が聞かれる。（可児工業団地）」などといった内容が報告された。

非製造業では、「岐阜県の2度目の非常事態宣言の発令により、特にお盆中に実家へ帰省する人が減ったことで、ガソリン需要が減少、業況の回復が遅れている状況である。（石油製品販売）」、「８月は国のＧｏＴｏトラベルキャンペーンへの期待感もあったが、期待外れの結果となった。お盆を挟んで自家用車での往来は目立ったが、公共交通機関の利用や大型バスでの入込はなく、観光消費は依然として低調であった。（高山市商店街）」などといった結果が報告された。

一方で、業況改善に向けた動きについてのコメントも報告されており、「組合員の工場について、受注がなく全く機械が稼働していない工場もあるが、ある程度受注が確保できている組合員から受注のない組合員へ仕事を回す等の協力的な動きも見られる。（撚糸）」、「新型コロナウイルス感染症の影響により、除菌や換気ニーズが高まっているため、工事店と協業し市場ニーズを掘り起こしていきたい。（電設資材卸）」などといった結果が報告された。

＜主な調査項目での動向＞

８月次景況

項　目	ＤＩ値
景　　況	-75　(5)
売 上 高	-77　(-3)
販売価格	-32　(-2)
収益状況	-73　(0)
資金繰り	-54　(0)
雇用人員	-29　(-2)

カッコ内は前月比増減ポイント

【売上高の動向】
売上高ＤＩ値マイナス７７、前月比３ポイントの悪化。
売上高が増加した業種は５業種（前月比-２業種）あり、製造業の牛乳、銘木、東濃ひのきと、非製造業の青果販売、生花販売である。
売上高が減少した業種は５９業種（前月比±０業種）あり、特に繊維･同製品、紙･紙加工品、窯業･土石、鉄鋼･金属、一般機械、卸売業、小売業、商店街、サービス業、建設業、運輸業の区分で多かった。

【販売価格の動向】
販売価格ＤＩ値マイナス３２、前月比２ポイントの悪化。
販売価格が上昇した業種は４業種（前月比-1業種）あり、製造業の銘木、陶磁器（工業）と、非製造業の青果販売、土木（飛騨地区）である。
販売価格が低下した業種は２６業種（前月比±０業種）であり、特に一般機械、商店街、サービス業の区分で多かった。

【収益状況の動向】
収益状況ＤＩ値マイナス７３、前月比±０ポイントの横ばい。
収益状況が好転した業種は２業種（前月比＋１業種）であり、製造業の食肉（国内産）、銘木である。
収益状況が悪化した業種は５３業種（前月比＋１業種）であり、特に繊維･同製品、紙･紙加工品、窯業･土石、鉄鋼･金属、一般機械、卸売業、小売業、商店街、サービス業、建設業、運輸業の区分で多かった。

【資金繰りの動向】
資金繰りＤＩ値マイナス５４、前月比±０ポイントの横ばい。
資金繰りが好転した業種は０業種（前月比±０業種）であった。
資金繰りが悪化した業種は３８業種（前月比±０業種）であり、特に食料品、繊維･同製品、紙･紙加工品、一般機械、卸売業、商店街、サービス業の区分で多かった。

【雇用人員の動向】
雇用人員ＤＩ値マイナス２９、前月比２ポイントの悪化。
雇用人員が増加した業種は２業種（＋１業種）あり、製造業の東濃ひのき、機械すき和紙である。
雇用人員が減少した業種は２２業種（前月比+２業種）であり、特に製造業の繊維･同製品、一般機械の区分で多かった。

県内中小企業 主要業種の景気動向

（8月末調査）

製造業

前年同月比

区分	業種＼調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
食料品	牛乳	○	△	△	▲	△	▲
	食肉（国産）	△	△	○	△	△	○
	菓子	▲	△	▲	▲	▲	▲
	米菓	▲	△	▲	△	▲	▲
	製麺	▲	△	▲	▲	△	▲
繊維・同製品	撚糸	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	ニット工業	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	毛織物	▲	△	▲	▲	▲	▲
	合成繊維織物	▲	△	▲	▲	△	▲
	メンズアパレル	▲	△	▲	△	△	▲
	婦人・子供服	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	縫製（既製服）	▲	△	▲	△	△	▲
木材・木製品	製材	▲	▲	▲	▲	△	▲
	銘木	○	○	○	△	△	△
	家具	▲	△	▲	△	▲	▲
	東濃ひのき	○	△	△	△	○	△
紙・紙加工品	機械すき和紙	▲	△	▲	△	○	▲
	特殊紙	▲	△	▲	▲	△	▲
	紙加工品	▲	△	▲	▲	△	▲
印刷	印刷	▲	▲	▲	▲	△	▲
化学ゴム	プラスチック	▲	△	△	△	△	▲
窯業・土石	陶磁器（工業）	▲	○	▲	▲	▲	▲
	タイル	▲	△	▲	△	△	▲
	窯業原料	▲	△	▲	▲	△	▲
	石灰	▲	▲	▲	△	△	▲
	生コンクリート	△	△	△	△	△	△
	砂利生産	△	△	△	△	△	△
	砕石生産	▲	△	△	△	△	△
鉄鋼・金属	鋳物	▲	△	△	△	▲	▲
	刃物等金属製品(輸出)	▲	△	▲	▲	△	▲
	刃物等金属製品(内需)	▲	△	▲	△	△	▲
	メッキ	▲	△	▲	▲	△	▲
一般機械	県金属工業団地	▲	△	▲	▲	△	▲
	可児工業団地	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	金型	▲	▲	▲	▲	▲	▲
輸送用機器	輸送用機器	▲	△	▲	▲	△	▲

非製造業

前年同月比

区分	業種＼調査項目	売上高	販売価格	収益状況	資金繰り	雇用人員	景況感
卸売業	電設資材卸	▲	△	▲	△	△	▲
	陶磁器産地卸	▲	△	▲	▲	△	▲
	機械・工具販売	▲	▲	▲	▲	▲	▲
小売業	青果販売	○	○	△	△	△	○
	水産物商業	▲	△	▲	△	▲	▲
	家電機器販売	▲	▲	▲	▲	△	▲
	メガネ販売	▲	△	▲	▲	△	▲
	中古自動車販売	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	石油製品販売	▲	▲	△	△	△	▲
	共同店舗（飛騨）	▲	△	▲	▲	△	▲
	生花販売	○	△	△	△	▲	△
商店街	岐阜市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲
	大垣市商店街	▲	▲	▲	▲	△	▲
	高山市商店街	▲	▲	▲	▲	▲	▲
サービス業	自動車車体整備	▲	▲	▲	▲	△	▲
	長良川畔旅館	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	下呂温泉旅館	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	高山旅館	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	クリーニング	▲	△	▲	△	△	▲
	広告美術	▲	▲	▲	▲	△	▲
	旅行業	▲	▲	▲	▲	△	▲
	理容・美容業	▲	△	△	△	△	△
建設業	土木（岐阜地区）	▲	△	△	△	△	△
	土木（飛騨地区）	▲	○	△	△	△	△
	建築設計	▲	▲	▲	▲	△	▲
	鉄構造物	△	▲	▲	△	△	▲
	電気工事	▲	▲	▲	▲	▲	▲
	管設備工事	△	△	△	△	△	△
	建築板金	△	△	△	△	△	△
	室内装飾	▲	△	▲	△	△	△
	木造建築	▲	△	▲	△	▲	▲
運輸業	貨物運送(岐阜地区)	▲	▲	▲	▲	△	▲
	軽運送	▲	△	▲	△	△	△
その他の非製造業	貸植木業	▲	▲	▲	△	▲	△

凡例　○：［増加］、［上昇］、［好転］
△：［不変］
▲：［減少］、［下降］、［悪化］

～活動の棚卸ときづきの循環を実践に～ 全国の先進組合事例

ニッポンのがんばる組合

全国の先進組合事例を収集した「先進組合事例抄録（令和元年度組合資料収集加工事業報告書）」より抜粋して紹介します。先進組合事例抄録は過去のものを含め全国中央会のホームページ上で「組合事例検索システム」で公開していますのでぜひご活用ください。　**「組合事例検索システム」http://jirei.chuokai.or.jp/newjirei/**

茨城県美容業生活衛生同業組合　組合員証とポスター作成によるイメージ向上

主な業種	美容業				
住 所	茨城県水戸市柳町1-13-21				
ＵＲＬ	―				
設 立	昭和32年12月	組合員	906人	出資金	4,747千円

■ 背景･目的

美容業はオーバーサロン（過当競争）と少子高齢化による顧客数減少が大きな懸案となっている。そのため、組合員であることを示すポスターや組合員証の掲示により、各種講習を通じた卓越した技術力と高度な公衆衛生知識をもつ組合員であることを見える化し、店舗イメージを向上させることで、顧客からの信頼感醸成、売上拡大を目的とした。

■ 取り組みの手法と内容

キーマンである理事長は「考え、そして行動する理事会」をモットーに、SNSを活用した役員及び各部会とのスピーディーな情報共有を徹底し、組合の意思統一を図っている。また、組合組織を再編し、機動力の向上と各地域の活動レベルの底上げ等を図ってきている。

今回の事業は、組合役員・事務局が参加した茨城県生活衛生営業指導センター主催の消費者懇談会において組合員と非組合員の違いを知る方法はないか、との意見に着想を得た理事長の発案で開始された。理事長から指示を受けた組合の各部会がスムーズに企画を進め、クシやハサミがデザインされた組合員証を作成した。課題であった資金調達は中央会の事業を活用することで解決している。デザイン案の決定については、組合員より多数のデザイン提案があり、一つに絞る方法を決めかねていたため、「多くの組合員の意見を聞いて決める」という理事長の方針により、新年イベントに於いて組合員が多数参加するもとで決定した。

周知においては、組合員の店舗に組合員証やポスターを掲示することで、一目で当組合の組合員であることが分かるようになった。組合員の店舗を利用する顧客からは、ポスター・組合員証に対し好意的な意見を数々頂戴するなど、組合の認知度も向上している。また、非組合員に対する働きかけも相まって、徐々に組合員数も増加傾向が見込まれている。

■成果とその要因

今後は、高齢化の進展に伴い訪問美容の需要が高まるため、組合員ならではの高度なサービスを提供するために立ち上げた「ハートtoハートネットワーク」（施設や自宅への訪問美容について組合として一定水準以上のサービス提供を目指すために立ち上げた制度）を拡大し、組合員の研鑽を図りつつ、非組合員への情報発信により新規加入者の拡大を目指す。

キーファクター

「考え、そして行動する理事会」をモットーに、SNSを活用した役員等とのスピーディーな情報共有の徹底による意思統一と、全員参加型の組合運営を実現している。

～組合青年部活性化に向けた取り組みの立案と組合青年部の創設へ～ 岐阜県の組合青年部活動紹介

このコーナーでは、令和元年度本会が作成した「組合青年部組織化推進事業報告書」より抜粋して積極的に活動している組合青年部の活動を紹介します。組合青年部活動並びに青年部創設の参考にご活用ください。

岐阜県自動車車体整備協同組合【自動車短期大学での出前講座】

自動車車体整備の業界として喫緊の課題は、自動車車体整備士不足で、特に自動車の鈑金･塗装を行なう、次代の担い手がいないことである。

車体整備士の魅力をアピールすることで人材不足を少しでも解消しようと県内の自動車短期大学にて業界PRと将来の担い手育成を目的に講習会を開催している。
講習内容は学生達の車体整備に対する意識の向上にも繋がる内容となるよう工夫している。水性塗料の講習会では、「座学」では調色の理論や作業の進め方の基礎を学び、「実技」では実習を通して調色時間の短縮や、塗料削減等のノウハウを教受する。また、学校では学ばない、現場で求められるコスト削減意識等についても学んでもらい、担い手育成につながることを期待している。

この講習会をきっかけに毎年学園祭への出展を求められる等、学校との関係は良好である。また、卒業生の採用にもつながっているため、組合員の人材確保においての成果があがっている。今後も業界のＰＲとして重要な事業として継続していく。

技術体験講習

Information
●インフォメーション

「中小企業組合検定試験」にチャレンジしませんか!

中小企業組合検定試験を受験してみませんか?
中小企業組合士制度とは、中小企業組合の事務局で働く役職員の方が職務を遂行する上で必要な知識に関する試験を行い、合格者の中から一定の実務経験を持つ方に「中小企業組合士」の称号を与える制度です。全国で約3,000名(令和2年6月1日現在)が登録しており、組合をはじめ、都道府県中央会や商工中金などで活躍されています。

いま、中小企業組合には、ガバナンスの充実が求められており、広く社会の信頼を高め、社会的責任を果たすには、組合運営の経験と専門知識を備えた人材が必要です。組合の業務を執行する役員や実務を担う職員の方々に、是非チャレンジして頂きたくご案内致します。

詳しくは、全国中央会ホームページ(http://www.chuokai.or.jp/test/test.htm)をご覧下さい。

【試 験 日】令和2年12月6日(日)
【試験科目】「組合会計」「組合制度」「組合運営」の3科目
【願書受付期間】9月1日(火)～10月15日(木)
※願書は岐阜県中央会で配布しています。

【受験料】6,600円(消費税込み)
※一部科目免除者については、
5,500円(二科目受験)、
4,400円(一科目受験)

人も、会社も、もっと元気に!

中小企業退職金共済制度

◆ 掛金の一部を国が助成
◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
◆ 外部積立型なので管理が簡単
◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ
中退共 検索

(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

令和3年経済センサス-活動調査を実施します。

○令和3年6月1日現在で経済センサス-活動調査を実施します。
○経済センサス-活動調査は、我が国における産業構造を包括的に明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、「統計法」という法律に基づいた報告義務のある基幹統計調査です。

本調査実施にあたり、支社等を有する企業の本社あてに、令和2年10月下旬から順次「企業構造の事前確認票」を郵送しますので、内容のご確認・ご回答よろしくお願いいたします。

総務省・経済産業省

職員コラム

中央会職員が交代で徒然なるままに綴ります。

コロナ禍ですが、お休みはいかがお過ごしでしょうか?

以前、本会報誌Vol.660の職員レポートにて書かせていただきましたが、私は映画鑑賞が楽しみの一つです。映画館で観ることが大好きなのですが、「3密」を避けるため外出を控えるようになってから、家で映画を観る機会が以前より多くなりました。とりわけ、アマゾンプライムなどの動画配信サービスを利用することが多く、皆さんも利用される機会は増えたかと思います。

そうは言っても、やはり映画館で観たいという想いもあり、先月、約5か月ぶりに映画館へ行きました。映画館ではしっかりと感染予防対策が行なわれており、入場前のアルコール消毒から検温、加えて席が一席毎に間引きされ、密にならない対策がなされていました。おかげで安心して映画を観ることができました。

先月、ニュースで取り上げられていましたが、映画館は興行場法に基づいて上映中も換気が行われており、とある映画館では1時間に3回換気されるそうです。映画はおよそ2時間ですから、映画1本の間に約6回換気されていることになります。もちろん、これでも安心できないという人もいると思いますが、こういった情報が開示されることは大事だと思います。

徐々に公開延期していた作品が公開されつつありますが、やはり映画は映画館で観たいものです。あの大画面で多くの人が素晴らしい時間を過ごせる日が来ることを願っています。

企画振興課
田中 智

日々の組合業務に活かせる知識が学べる！

組合事務局スキルアップ講座

参加無料

～参加者募集のお知らせ～

中央会では、組合事務局のスキルアップを目的に、岐阜・東濃・飛騨の３会場で、「制度」「会計」のテーマ別研修会を開催します。
組合法や組合制度・会計についての理解を深め、日々の組合業務に活かすことができる知識の習得を目指します。ぜひご参加ください。

■開催概要

	回	テーマ	日　時	定員	会　場
飛騨	1	制度	**10月16日**(金) 14:00～16:00	15人	高山市民文化会館　2-3練習室 (高山市昭和町1-188-1)
	2	会計	**10月28日**(水) 14:00～16:00	15人	
東濃	1	制度	**11月11日**(水) 14:00～16:00	20人	セラトピア土岐3階　会議室1・2 (土岐市土岐津町高山4)
	2	会計	**11月24日**(火) 14:00～16:00	20人	
岐阜	1	制度	**12月　3日**(木) 14:00～16:00	30人	OKBふれあい会館14階 展望レセプションルーム(岐阜市薮田南5-14-53)
	2	会計	**12月17日**(木) 14:00～16:00	30人	

■内容・テーマ

組合制度

「事務局が知っておきたい組合制度」

講師　岐阜県中小企業団体中央会　指導員

内容:組合法や組合制度の知識、書類作成について説明します。特に、組合から質問が多い項目や非常時の総会運営のあり方等を解説します。

①組合法、組合制度　②書類作成について
③非常時の組合運営　④問題演習、解説Q&A

組合会計

「組合会計の基礎と応用」

講師　森靖税理士事務所　税理士 森靖 氏

内容:会計原則や組合特有の会計処理、決算関係書類の作成について解説します。また、応用として組合税制のポイントも説明します。

①組合会計の原則　②組合特有の会計処理
③決算関係書類の作成　④組合税制について

●開催にあたって
※新型コロナウイルス感染症予防対策として、各会場、本来の収容人数の半数を定員としております。
※岐阜県「コロナ社会を生き抜く行動指針」に従い、以下の項目を徹底いたします。
　○座席の間隔を十分に取る。○参加者はマスクを着用する。○入室時に検温、手指を消毒する。○こまめに換気する。
※当日、37.5度以上の熱がある場合や咳、発熱などの風邪の症状がある場合は参加をご遠慮いただきますこと、ご了承ください。

詳細、申込は、本会HP（http://www.chuokai-gifu.or.jp/）をご覧ください。

【お問合せ先】**岐阜県中小企業団体中央会　組織支援課（058−277−1102）**

この広報誌は岐阜県からの助成を受けています。